

東日本大震災の検証

報告書

平成24年7月

習志野市

## はじめに

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方だけでなく、ここ習志野市にも甚大な被害をもたらしました。特に、国道14号以南の地域を中心に起こった液状化により、上下水道管、ガス管、道路、住宅といった社会インフラが大きな被害を受けました。この未曾有の大災害に対して、習志野市では災害対策本部を設置し、市一丸となって対応にあたり、復旧、復興へと歩みを進めてきました。しかしながら、震災から1年以上たった今日においても、生活に支障をきたしている方もおられます。引き続き一日も早い復興のために全力を尽くす決意であります。

この「東日本大震災検証報告書」は、震災の教訓を整理し、今後の防災体制を再構築するための基礎資料とすることを目的にまとめたものです。作成にあたっては、市民の皆様、地域の代表者の方々及び市職員からのアンケートを基本に分析を実施しました。

本報告書では、このたびの震災の対応のどこに、どのような問題があったのかを検証し、課題を明らかにしています。市役所内の初動対応をはじめとして、指摘された課題の一つひとつ正面から向き合い、克服することによって、はじめて「安全で安心なまち」習志野の実現につながっていくものと強く認識しております。

また、これらの課題を公表することにより、市民の皆様や地域の皆様と改めて大震災の事実を共感、共有し、今一度「自助」「共助」「公助」のあり方など防災について具体的に考えていただきたいと思っております。

災害による被害をできるだけ小さくするために、多くの方々が本報告書を活用していただければ幸いに存じます。

平成24年7月

習志野市長

宮本泰介

## 目 次

第 1 章 検証の概要 .....	1
1.1 報告書の目的 .....	1
1.2 報告書の構成 .....	1
第 2 章 資料収集・整理 .....	3
第 3 章 被災状況の把握 .....	5
3.1 被害概要の整理 .....	5
3.2 被災家屋の分布状況と微地形の比較.....	7
3.3 被災状況のまとめ.....	17
第 4 章 対応状況の整理 .....	18
4.1 災害対応に関する地区対策本部員へのアンケート調査.....	19
4.2 災害対応状況に関する庁内各部署へのアンケート調査.....	23
4.3 地震発生時の対応に関する公共交通機関等へのアンケート調査.....	37
4.4 震災復興市民アンケート調査.....	39
4.5 自主防災組織の活動及び地区対策本部に関するアンケート調査.....	41
4.6 地震発生時の対策等に関する市民アンケート調査.....	48
第 5 章 防災対策の見直しに向けて .....	57
5.1 震災対応上の課題.....	57
5.2 課題解決の方針 .....	59
5.3 防災対策の見直しに向けて.....	64

## 資料編

1. 災害対応に関する地区対策本部員へのアンケート調査 .....	資料編-1
2. 災害対応状況に関する庁内各部署へのアンケート調査 .....	資料編-9
3. 地震発生時の対応に関する公共交通機関等へのアンケート調査.....	資料編-52
4. 震災復興市民アンケート調査 .....	資料編-63
5. 自主防災組織の活動及び地区対策本部に関するアンケート調査.....	資料編-96
6. 地震発生時の対策等に関する市民アンケート調査 .....	資料編-111

# 第 1 章 検証の概要

## 1.1 報告書の目的

東日本大震災では市内で震度 5 強の強い揺れを観測し、国道 14 号以南の地域では深刻な液状化被害が発生した。また、JR 津田沼駅などのターミナル駅を抱える市域において、多数の帰宅困難者も発生し、初動対応が周知されていないことによる混乱、他部門との連携、地区対策本部に関する問題など、様々な問題も露呈した。

本報告書は、平成 23 年 7 月に発足し、12 月に最終報告が行われた『習志野市被災住宅地公民協働型復興検討会議（以下、「復興検討会議」という。）』の成果や、市役所職員、市民、関係機関等へのアンケート結果から東日本大震災の教訓を整理し、今後の防災体制のあり方を検討するための基礎資料とすることを目的として報告書を取りまとめたものである。

本報告書の位置づけを図-1.1.1（次ページ）に示す。

## 1.2 報告書の構成

検証は、次の 2 点により行った。

### （1）被災状況の把握

市が保有する資料をもとに、被災状況を整理した。

### （2）対応状況の整理

市の災害対応状況の分析と各種アンケート調査の分析結果をもとに、震災発生後の市や地域（市民）の対応状況と、市民の防災意識及び自主防災組織のあり方への意識を把握し、課題を整理した。

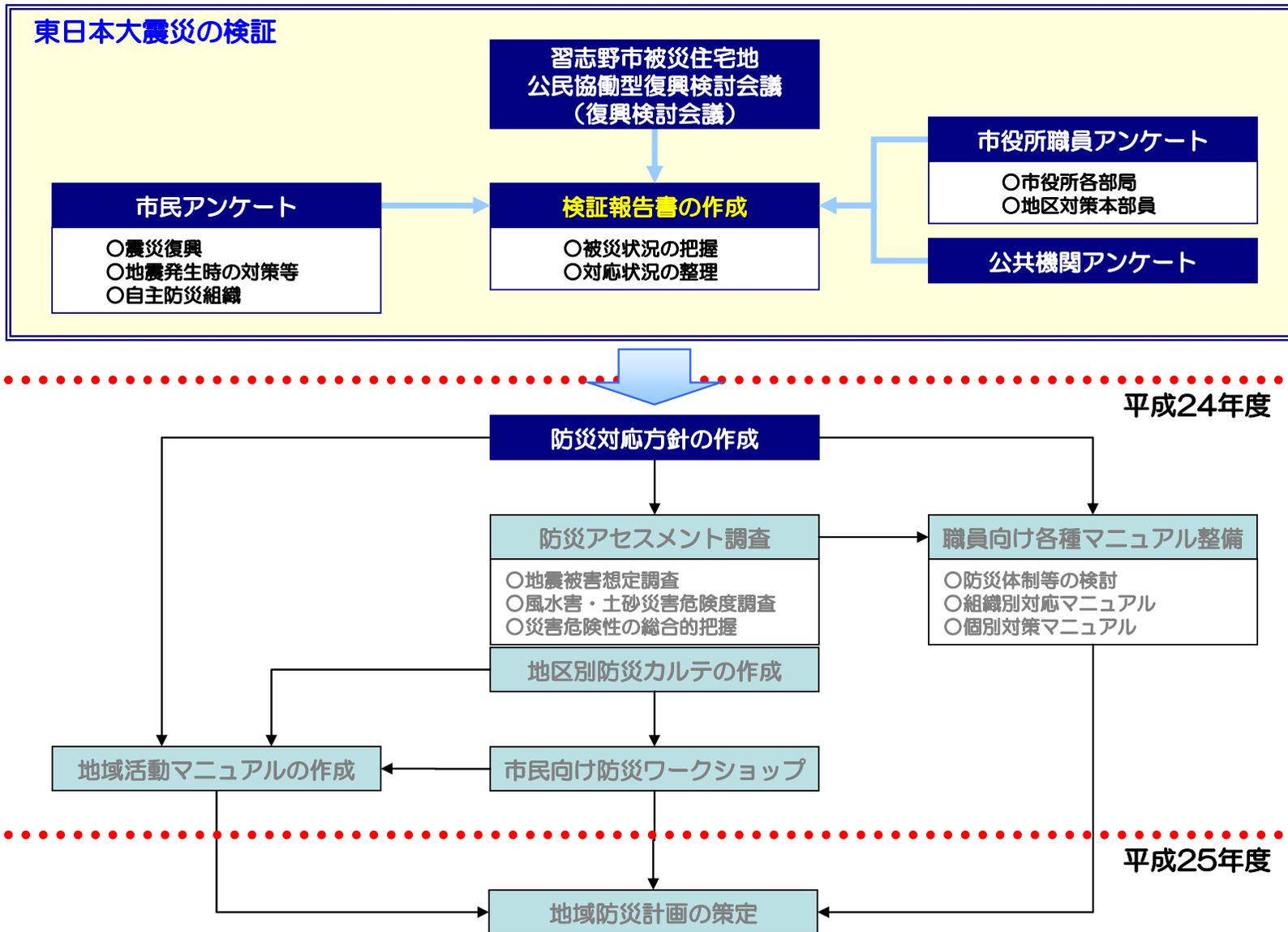


図-1.1.1 業務全体の流れと「東日本大震災の検証」報告書の位置づけ

## 第 2 章 資料収集・整理

本業務の遂行にあたり、表-2.1.1 に示す資料を収集した。

表-2.1.1 被災状況と対応状況の分析に用いた資料

資料の種別	資料の内容
被災状況 ・ 対応状況	習志野市被災住宅地公民協働型復興検討会議報告書
	東日本大震災から 1 年 ～習志野市の被害状況と復旧・復興への取り組み～
	災害対応に関する地区対策本部員へのアンケート調査
	災害対応状況に関する庁内各部署へのアンケート調査
	地震発生時の対応に関する公共交通機関等へのアンケート調査
	震災復興市民アンケート調査
	自主防災組織の活動及び地区対策本部に関するアンケート調査
地震発生時の対策等に関する市民アンケート調査	

### (1) 習志野市被災住宅地公民協働型復興検討会議（復興検討会議）

市民、行政における復旧、復興の検討に際して、専門的な見解を得ること、並びに幅広い分野に及ぶ検討を行うため、学識経験者、有識者、被災した地区の市民の代表及び行政の職にある者の中から委員を選出し、平成 23 年 7 月に設置された後、同年 12 月までに 6 回の会議が開催された。

### (2) 東日本大震災から 1 年～習志野市の被害状況と復旧・復興への取り組み～

東日本大震災の発生から 1 年が経過した平成 24 年 3 月 11 日、市は、被災状況とその後の対応状況に関してまとめた資料を作成し、公表した。

### (3) 各種アンケート調査

震災の対応について、様々な立場で経験した方々の実態を把握し、それぞれが感じた課題や今後の対策に関する意見等を収集、分析し、市の防災体制見直しの方向性を定める上での基礎資料とするため、次のとおりアンケート調査を実施した。

#### ① 災害対応に関する地区対策本部員へのアンケート調査

習志野市地域防災計画では、震度 5 強以上の地震が発生した場合は、あらかじめ指定された 3 名の市職員が、各指定避難場所へ直行するとしている。市では、地域で重要な役割を担う地区対策本部を運営する直行職員の行動を把握するため、地区対策本部員へのアンケート調査を行い、その結果を収集した。

#### ② 災害対応状況に関する庁内各部署へのアンケート調査

市では、今回の震災で市の各部署が受けた被害や行った対応、明らかになった課題や今後の方針などを整理し、庁内の共通認識を図るため、庁内各部署に対し、地震発生時の対応状況等についてアンケートを実施し、結果の集計と分析を行った。

#### ③ 地震発生時の対応に関する公共交通機関等へのアンケート調査

市では、帰宅困難者の発生やその対応等に困難が生じたことから、その実態を把握するため、市内の主な公共交通機関、高等学校等に対し、地震発生時の被害状況及び対応状況等について、アンケートを実施した。

#### ④ 震災復興市民アンケート調査

市では、復興検討会議における検討の基礎資料とすることを目的として、アンケートを実施した。

#### ⑤ 自主防災組織の活動及び地区対策本部に関するアンケート調査

市では、災害対応で重要な役割を担う地域における活動の実態やその課題を把握するため、地区対策本部運営の中心を担う自主防災組織の代表者及び連合町会の長に対し、アンケートを実施した。

#### ⑥ 地震発生時の対策等に関する市民アンケート調査

市では、災害対応において第一義的な役割を担う市民の実態や意見を伺うため、地震発生時の対策等について市の広報紙を活用し、10 項目のアンケートを実施した。

## 第 3 章 被災状況の把握

### 3.1 被害概要の整理

平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分、三陸沖で東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）が発生し、東日本を中心に北海道から九州地方にかけての広い範囲で地震を観測した。最大震度 7 の強い揺れと国内観測史上最大の津波を伴い、東北・関東地方を中心とする広い範囲にわたり、甚大な被害をもたらした。

習志野市においても、震度 5 強を観測し、各地で被害が発生した。人的被害としては、死亡者が 1 名、負傷者が 6 名であった。

建物被害としては、「全壊」9 棟、「大規模半壊」176 棟、「半壊」537 棟、「一部損壊」4,505 棟、「火災による焼失」1 件であった。また、市役所庁舎をはじめ公共施設においても、揺れによる天井や壁の破損、液状化による被災を受けた。また、都市基盤施設への影響も多数あり、特に液状化の影響により、下水道施設に多くの被害が発生した。

東日本大震災による、習志野市内での被害の概要を、以下に示す。

そのほか、JR 津田沼駅をはじめとする市内の交通施設等において、帰宅困難者を含む避難者が大量に発生した。

#### 【被害状況】

平成 24 年 2 月 29 日時点

災害現象	被害の概要
地震動	習志野市鷺沼：震度 5 強（市役所本庁舎横震度計） 震度計観測時刻：午後 2 時 47 分 32 秒 ※以後、24 時間以内に観測された震度 1 以上の余震 57 回
液状化現象	埋め立て地区を中心に各地で発生 断水、下水道管破損、道路隆起・陥没、ガス漏れ・漏水等多数発生
家屋被害	① 全壊 9 件 ② 大規模半壊 176 件 ③ 半壊 537 件 ④ 一部損壊 4,505 件
火災	① 出火件数 1 件 ② 焼失数 1 件
人的被害	① 死者 1 人 ② 負傷者 6 人（うち重傷者 1 人）
避難者 帰宅困難者	① 避難所 2,953 人（12 箇所開設） ② 保育所帰宅困難児童 191 人（14 保育所、1 こども園） ③ 放課後児童会 8 人（5 児童会）

（出典）東日本大震災から 1 年 ～習志野市の被害状況と復旧・復興への取り組み～

【公共施設被害】

平成 23 年 3 月 17 日時点

災害現象	被害の概要
庁舎	本庁舎ガラス破損、柱、梁、壁、床にヒビ割れ多数発生 耐震指標 Is 値が 0.42→0.30 へ低下（耐震性が不足している）
市立幼稚園・ 保育所・こども園	敷地内地盤被害 8 園所 建物被害 5 園
市立小・中学校	敷地内地盤被害 8 校 体育館損傷 3 校 プール損傷 3 校 校舎被害 ヒビ等多数発生
環境施設	【公園等】橋の継ぎ目剥離、雨水パイプ破損、液状化、地割れ、 陥没等多数 【谷津干潟自然観察センター】受水槽給水パイプ破損、機器水 没、通行用橋の隆起、液状化による泥の流出、西側天井窓 に亀裂等
社会教育施設	【習志野文化ホール】天井落下 【3 公民館・旧鴫田家住宅】液状化、地盤沈下
その他施設	【12 スポーツ施設】液状化、地盤沈下 【海浜霊園】墓石被害 360 基、土砂の堆積、陥没ひび割れ

（出典）東日本大震災から 1 年 ～習志野市の被害状況と復旧・復興への取り組み～

【ライフライン被害状況】

平成 23 年 3 月 22 日時点

災害現象	被害の概要
電 気	一時停電地区発生
ガ ス	ガス臭、マイコン復帰等 約 700 件
上水道	① 断水 約 5,400 戸 ② 赤水、漏水、問合せ等 約 1,600 件
下水道	排水不良区域 約 500ha （国道 14 号以南の香澄・秋津・袖ヶ浦・谷津地区） ※下水道管が土砂で埋まった地区 約 50ha（約 1,500 戸） 緊急的に菊田川へ放流、簡易処理施設を設置
道 路	通行支障 ① 液状化現象による土砂堆積（国道 14 号以南の地域） ② 隆起、陥没 172 路線 ③ 車両通行止 6 箇所（袖ヶ浦 3、香澄 1、津田沼 1、谷津 1）

（出典）東日本大震災から 1 年 ～習志野市の被害状況と復旧・復興への取り組み～

## 3.2 被災家屋の分布状況と微地形の比較

### (1) 液状化による建物被害

市では、埋め立て地区を中心に各地で液状化が発生し、多数の建物被害が認められた。被害があった建物については、建物被害認定調査によって「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊」に分類し、地図上に整理している。ここでは、特に被害が集中した国道14号以南の地域と、それ以外の地域のそれぞれについて、被害の発生状況の検証を行った。

建物被害認定調査に基づく被災状況分布図を図-3.2.1に示す。また、被災状況の分布を「微地形区分図※」に重ね合わせた結果を、図-3.2.2に示す。

#### ※ 微地形区分図（地形分類図）

- ① 当該地域の地形をその形成メカニズム・性状等をもとに細かく分類した図面のこと。
- ② 空中写真判読や古い時代の地形図などから微地形区分を行う。
- ③ 微地形は、洪水時の浸水しやすさ、地震時の揺れやすさ、液状化しやすさなどの自然災害特性を表すことから、“災害素因分類図”と呼ばれることもある。
- ④ 本業務では、市が昭和61年度調査において作成した、微地形区分図を活用した。

## 【参考】習志野市の微地形区分と特性

(出典) 習志野市地震被害想定調査 報告書 (平成 10 年 3 月)

微地形区分		定義	地震時に予想される災害
斜面	直線型斜面	凹凸が少ない平坦な斜面。上部斜面からの葡行物質や関東ローム層や成田層の風化物がおおっている。下記の台地の開析斜面である。	<u>表層滑落型崩壊</u> 表土層が崩壊しやすい。崩壊規模は小規模だが、崩壊した場合、斜面下部から低地部まで到達しやすい。
台地	下総上位段丘	約 12～13 万年前に形成された平坦面で、下位より成田層(砂層)、常総粘土層、関東ローム層が分布している。	<u>短周期振動</u> 比較的固結度の高い地盤のため、周期の短い振動がおこりやすい。平坦面上では特異な地盤災害は起こりにくい。
	下総下位段丘	約 8 万年前に形成された平坦面で、下位より成田層、市川砂層、関東ローム層が分布している。下総上位段丘とは区別しにくい。	<u>短周期振動</u> 比較的固結度の高い地盤のため、周期の短い振動がおこりやすい。平坦面上では特異な地盤災害は起こりにくい。
	千葉第 1 段丘	約 6 万年前に形成された段丘面で谷沿いに分布する。下位より成田層、段丘堆積物、関東ローム層が分布している。	<u>短周期振動</u> 比較的固結度の高い地盤のため、周期の短い振動がおこりやすい。平坦面上では特異な地盤災害は起こりにくい。
	千葉第 2 段丘	谷底平野と下総上位段丘の中間の高さの段丘面で、約 3 万年前に形成された。下位より成田層(砂層)、段丘堆積物(砂層)、関東ローム層が分布している。	<u>短周期振動</u> 比較的固結度の高い地盤のため、周期の短い振動がおこりやすい。平坦面上では特異な地盤災害は起こりにくい。
	凹地・浅い谷	台地上に侵食や盛土による閉塞によって形成された凹地・浅い谷。表層付近はやや粘土質だが、その下の地質は周辺の台地・段丘と同様である。	<u>短周期振動</u> 比較的固結度の高い地盤のため、周期の短い振動がおこりやすい。盛土部では盛土の破壊がおこりやすい。
低地	谷底平野	台地の開析谷の谷底で、ほとんどが河川上流部の小谷底である。流域内の地質(関東ローム層や成田層)が細粒で、河底勾配が緩いため、泥質～腐食土質の堆積物が主体となる。	<u>不同沈下、液状化(砂地盤)</u> 基礎が不十分な構造物は不同沈下しやすい。砂質地盤のところでは、地下水位が高く液状化がおこりやすい。
人工改変地	海岸平野三角州	海岸沿いの平坦な低地である。砂州に覆われたり、盛土が施工されているところがほとんどである。	<u>不同沈下、液状化(砂地盤)</u> 基礎が不十分な構造物は不同沈下しやすい。砂質地盤のところでは、地下水位が高く液状化がおこりやすい。
	盛土地	谷底平野や海岸平野・三角州のうち盛土によって造成された土地。盛土厚が約 1 m未満の地形を主体とする。	<u>不同沈下、亀裂(地割れ)</u> 盛土下の地盤状況によって異なるが、一般に不同沈下や亀裂(地割れ)がおこりやすい。
	埋谷地	谷底平野を多量の土砂で埋め、原地形が分かりにくくなっている土地。盛土厚は約 1m以上の地形を主体とする。	<u>不同沈下、亀裂(地割れ)</u> 幅の狭い小谷底に埋土している地区が多く、埋土規模はあまり大きくない。不同沈下や亀裂がおこりやすい。特に、自然地盤との境界では、大規模な不同沈下になりやすい。
	切土地	台地を刻って造成した平坦地で、台地を構成している地質(常総粘土層や成田層など)が露出している。	<u>短周期振動</u> 比較的固結度の高い地盤のため、周期の短い振動がおこりやすい。平坦面上では特異な地盤災害はおこりにくい。
	階段状地	斜面～低地をヒナ段状に造成した土地で、小規模な切土・盛土の組み合わせになっている。	<u>盛土部の不同沈下・崩壊</u> ひとつひとつの段は小規模な改変であるため、大規模な崩壊がおこる可能性は少ないが盛土の末端部が不同沈下や崩壊することがある。

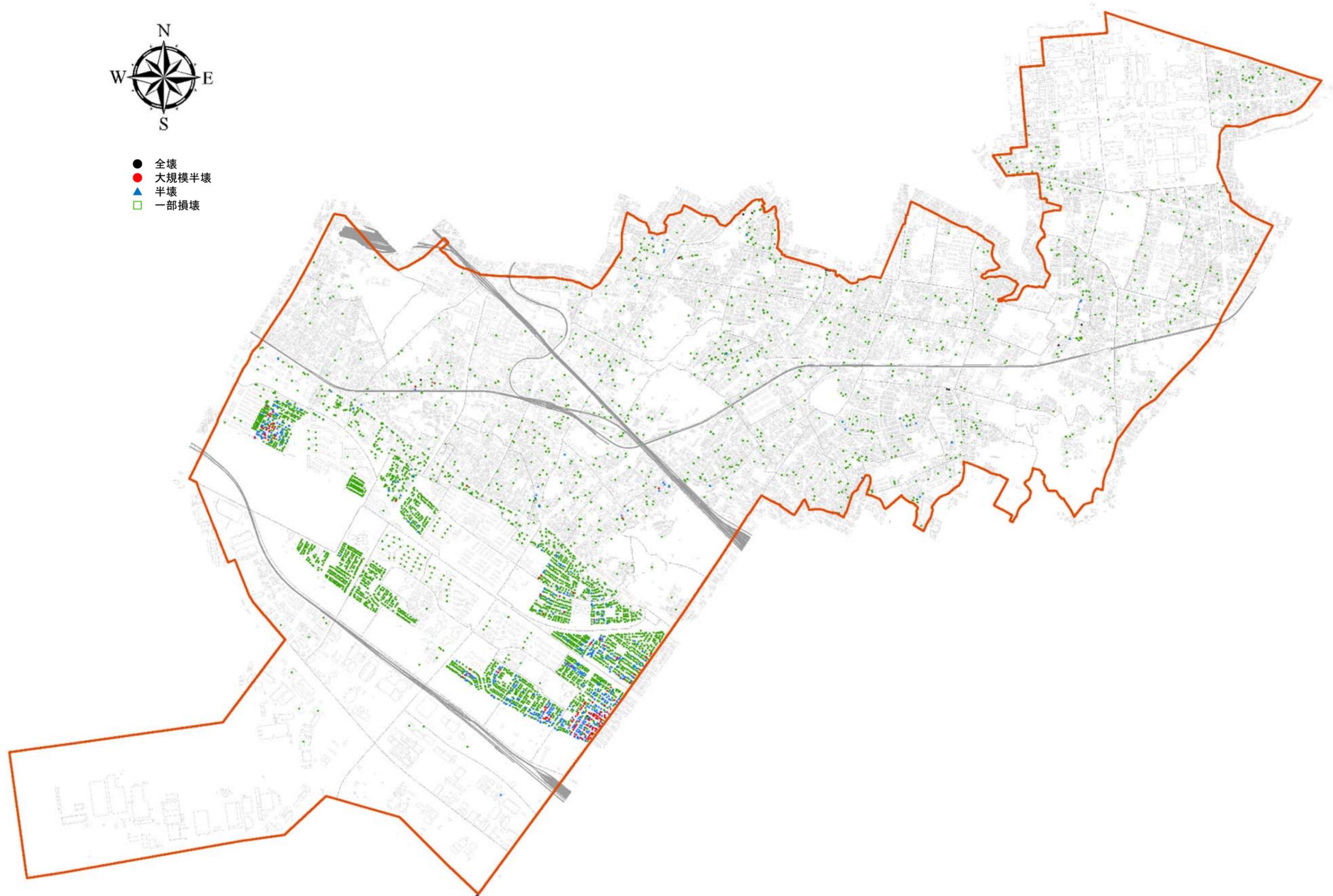


図-3.2.1 東日本大震災における家屋の被災状況分布図

※ 家屋被災状況平面図（「復興検討会議」資料）をもとに作成

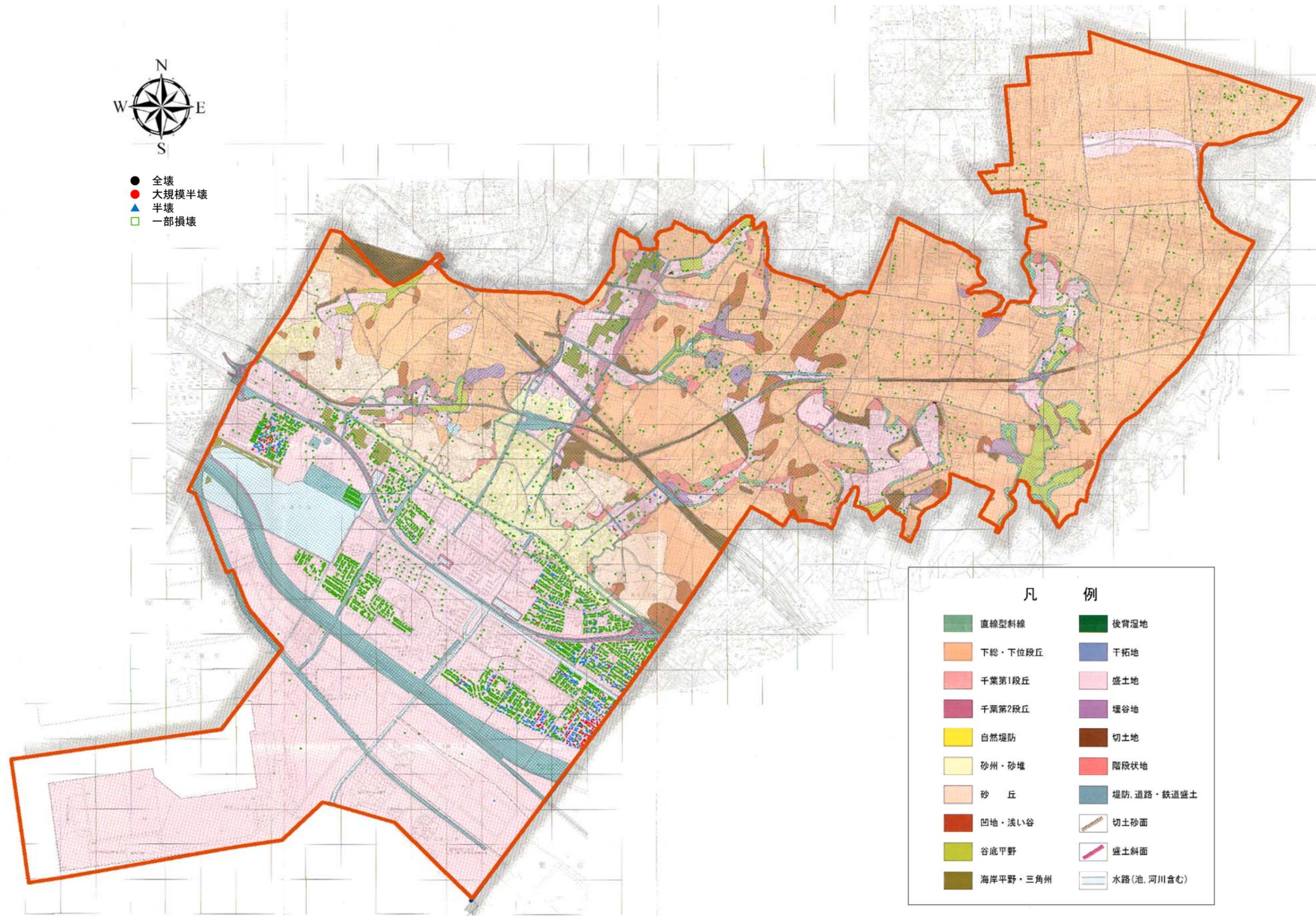


図-3.2.2 東日本大震災における家屋の被災状況分布図と微地形の比較

### 【国道 14 号以南の地域】

今回の震災で、家屋被害が集中した地区の分布図を図-3.2.3 に示す。建物被害は、国道 14 号より南の地区（香澄地区・袖ヶ浦地区・秋津地区・谷津地区）で、多く発生した。被災家屋の分布状況と微地形区分図との比較を行うと、図-3.2.4 に示すとおり埋立地（地図上には「盛土地」の表記）であった。埋立地は、地下水位の浅い砂質地盤からなる地形であり、液状化が発生しやすいという特徴がある。今回の震災における被害は、地形が有する特性のとおり発生したものである。

#### ※ 埋立地（盛土地）の特徴

埋立地は、頻水部ないし海水面の埋め立てによって形成された人工地形である。地下水位の浅い砂質地盤からなり、地震の揺れで液状化を起こしやすい。

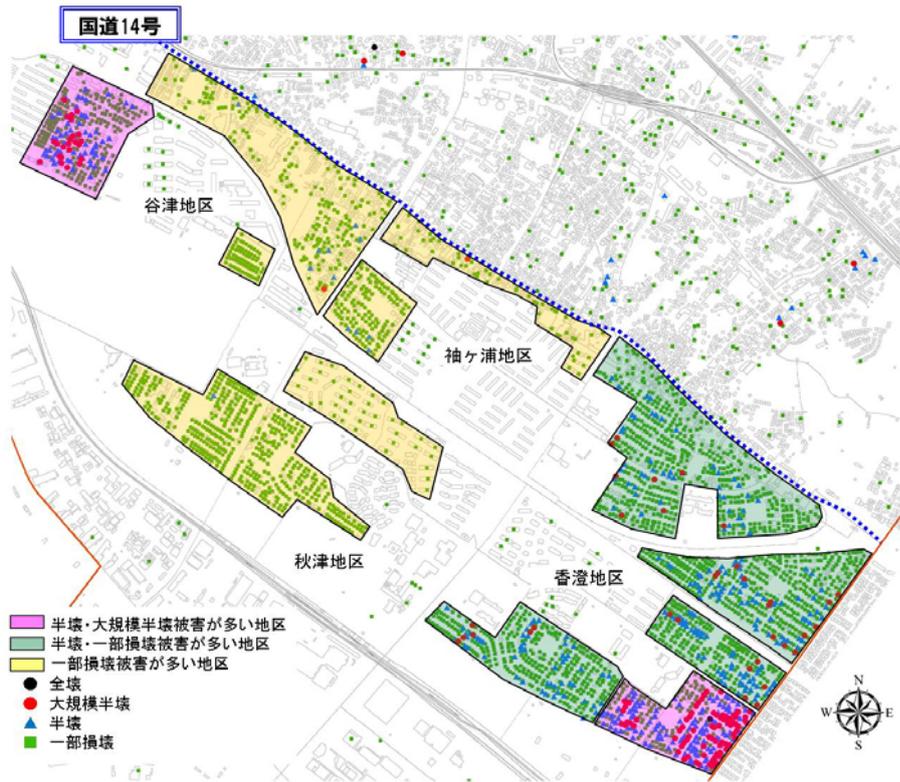


図-3.2.3 家屋被害が多かった地区の分布（国道14号以南）

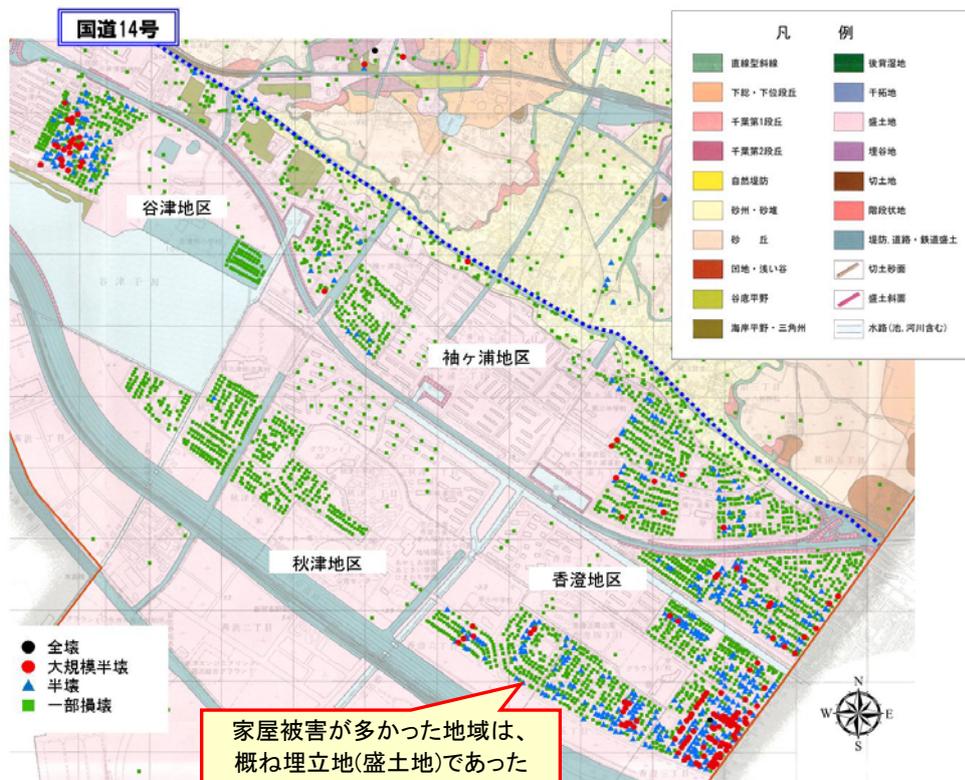


図-3.2.4 家屋被害が多かった地区の分布と微地形の比較（国道14号以南）

## 【国道 14 号以北の地域】

国道 14 号以北の地区について、被災家屋の分布状況と微地形区分図との比較を行った。なお、「一部損壊」であった家屋は、市内全域に広く分布していたため、ここでは「全壊」「大規模半壊」「半壊」となった家屋の分布状況について検証を行った。

国道 14 号以北の地域で、家屋被害（「一部損壊」を除く）が発生した箇所の分布を図-3.2.5 に示す。「一部損壊」を除く家屋被害は、津田沼地区・鷺沼地区・藤崎地区・本大久保地区・花咲地区で認められた。

被害が認められた箇所について、微地形区分図との比較を行った。結果を図-3.2.6 に示す。家屋被害は、「盛土地」、「埋谷地」、「谷底平野」「砂州・砂堆」に分布していた。「盛土地」と「埋谷地」は、人工的に地形改変された地形であり、一般的には液状化が発生しやすい地形である。

### ※盛土地の特徴

盛土下の地盤状況によって異なるが、一般的に地盤が軟弱であり、不同沈下等の地盤被害が発生しやすい。

### ※埋谷地の特徴

人工改変により平坦化された土地のうち、谷底低地部を埋積した部分は、土層が厚くしかも地下水位が高くなる。不等沈下や地震時の揺れなどの影響を受けやすく、場所によっては液状化現象を起こすことがある。

### ※谷底平野の特徴

河川の堆積作用により形成された低平な土地である。砂・粘土からなり、地盤は軟弱である。

### ※砂州・砂堆の特徴

海岸平野面上の砂からなる微高地である。地下水位の高いところでは、地震の揺れで液状化を起こしやすい。



図-3.2.5 家屋被害が多かった箇所の分布（国道14号以北）

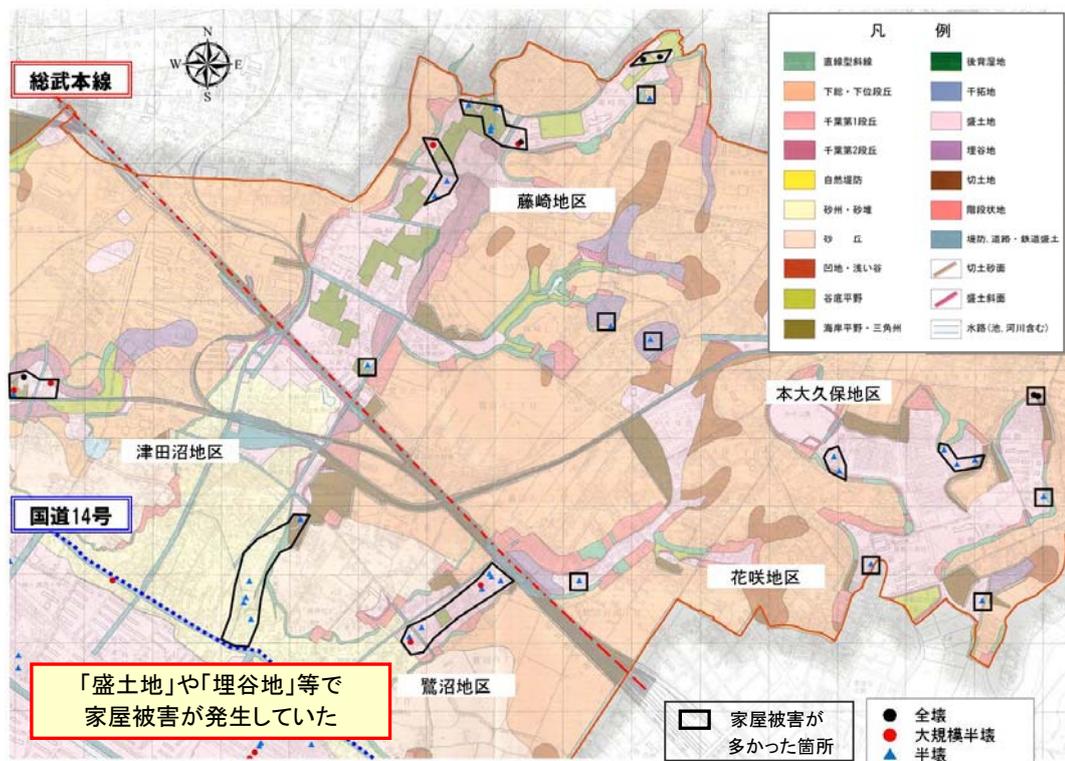


図-3.2.6 家屋被害が多かった箇所の分布と微地形の比較（国道14号以北）

## (2) ライフライン施設の被害

今回の震災では、ライフライン施設の被害も発生した。特に下水道施設については、液状化の影響により、管渠の破損、土砂の流入による閉塞、マンホールの隆起や破損、汚水の道路上への溢水等の被害が発生した。被災直後から汚水の簡易処理ポンプの設置などの応急復旧が進められたが、国道 14 号以南の約 500ha の区域で排水不良が生じるとともに、約 50ha の区域において下水道が使用不能となった。これにより、下水道の使用が制限され、多くの住民に影響を与えた。被害が発生したのは、主に埋め立てによって造成された地域であり、前述のとおり、液状化が発生しやすい地形だったことが原因だと考えられる。

国道 14 号以南の下水道施設の被害状況図を図-3.2.7 に示す。また、被害発生地域における微地形の状況を図-3.2.8 に示す。

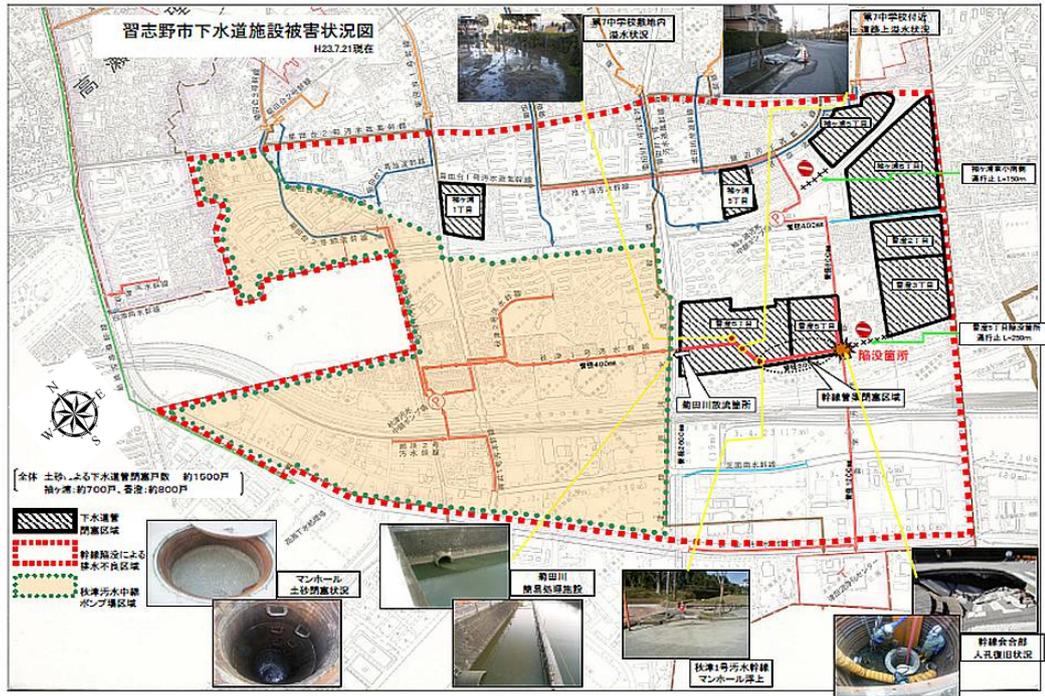


図-3.2.7 下水道施設被害状況図

(出典) 東日本大震災から1年～習志野市の被害状況と復旧・復興への取り組み～

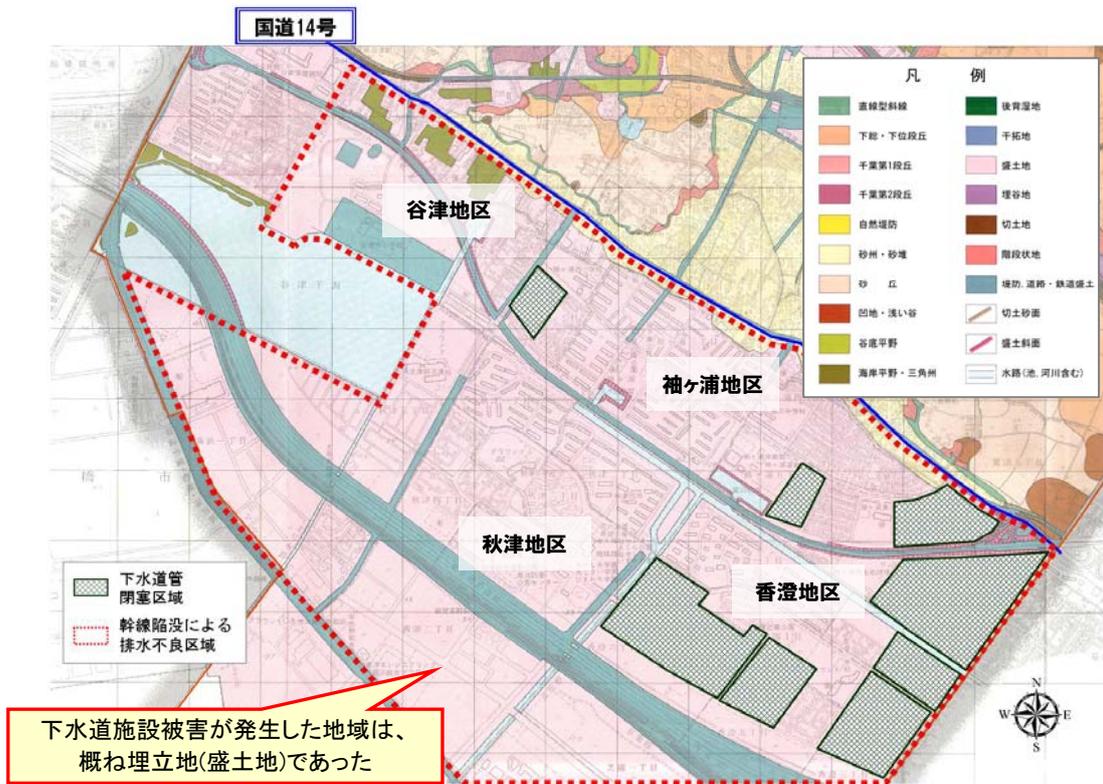


図-3.2.8 下水道施設被害発生地域における微地形の状況

### 3.3 被災状況のまとめ

今回の震災では、市内で多数の家屋被害及びライフライン被害が発生した。被害が発生した箇所分布を見ると、地域ごとに分布状況に特徴が見られた。そこで、微地形区分図との比較を行い、地域ごとの特徴について検証を行った。その結果、家屋被害は特定の地形に集中しており、それらの地形が有する特性のとおり被害が発生していた。

#### 《国道14号より南側の地域》

今回の震災では、液状化による家屋被害及びライフライン被害が集中して発生した地域である。この地域の微地形は、液状化が発生しやすいという特徴がある「埋立地」であった。

#### 《国道14号より北側の地域》

家屋被害のうち、被害が小さく「一部損壊」となった家屋は、広く散在していたが、「全壊」「大規模半壊」「半壊」となった家屋は、一部地域に固まって分布していた。被災家屋が分布していた地域の微地形は、一般的に液状化が発生しやすいといわれる人工地形（埋谷地、盛土地）と氾濫平野（砂州・砂堆、谷底平野）であった。

今回の震災で被害が発生した地域は、地形的特性の影響により、災害リスクの高い地域であるといえる。この先、今回の震災と同等以上の地震が発生した場合においても、同様の箇所で被害が発生することが予想される。

地震被害想定調査等の結果に基づき、災害リスク等の地域特性に考慮した防災対策の強化・推進が必要と考える。

## 第 4 章 対応状況の整理

市が実施した以下のアンケートの結果に基づいて、市、市民、公共交通機関等のそれぞれの震災時の対応状況を整理した。なお、各アンケートの結果は、「報告書資料編－アンケート結果－」に記載した。

- 4.1 災害対応に関する地区対策本部員へのアンケート調査..... P19～P22
- 4.2 災害対応状況に関する庁内各部署へのアンケート調査..... P23～P36
- 4.3 地震発生時の対応に関する公共交通機関等へのアンケート調査..... P37～P38
- 4.4 震災復興市民アンケート調査..... P39～P40
- 4.5 自主防災組織の活動及び地区対策本部に関するアンケート調査..... P41～P47
- 4.6 地震発生時の対策等に関する市民アンケート調査..... P48～P56

#### 4.1 災害対応に関する地区対策本部員へのアンケート調査

結果は報告書資料編 5～8 ページに記載

##### (1) アンケートの概要

市が指定している地区対策本部員（46 箇所の指定避難場所に各 3 名）に対し、アンケート調査を行い、102 票の回答を得た。アンケートの調査項目は、下記のとおりである。

項目	内容
避難場所への参集状況について	・参集の状況（参集時間） ・参集方法
情報収集・情報提供について	・習志野市内の震度の確認手段 ・災害対策本部への情報提供の状況
地区対策本部での活動について	・地区対策本部設置の状況 ・避難場所及び避難所での活動 ・災害時要援護者名簿の有無
その他	・その他に気がついた点

##### (2) アンケートの結果

アンケート結果のまとめを、次ページに示す。

また、アンケート項目のうち、地区対策本部を運営する上で特に重要な「地区対策本部員の参集」と「地区対策本部の設置」に係る項目について、結果を 21 ページに示す。

○ アンケート結果のまとめ

**【指定避難場所への参集状況について】**

- 地区対策本部への直行職員のうち、参集できたのは、1割程度であった。

**【参集しなかった（できなかった）理由について】**

- 参集しなかった（できなかった）理由として、「所属部門の災害対応を優先した」が最も多く、次いで「災害対策本部の指示に従った」であった。
- また、「参集すべきことを忘れた」という回答もあった。

**【地区対策本部の設置について】**

- 指定避難場所に参集できた職員もいたが、地区対策本部の設置にはいたらなかった。

**【その他（自由記載欄）】**

- 「一般職員しか配置されておらず、即断即決ができなかったので管理職級の職員を必ず1名配置してもらいたい」や「避難所への参集が難しい状況となったため、地区対策本部員から外してもらいたい」等、体制の見直しを求める意見が多かった。

◀ 地区対策本部員の参集状況について（抜粋） ▶

アンケートの結果より、地区対策本部の設置率および地区対策本部への参集率を算出した。また、参集しなかった（できなかった）理由についての回答（自由記入欄）の内容を分析・分類した。

・地区対策本部への参集率

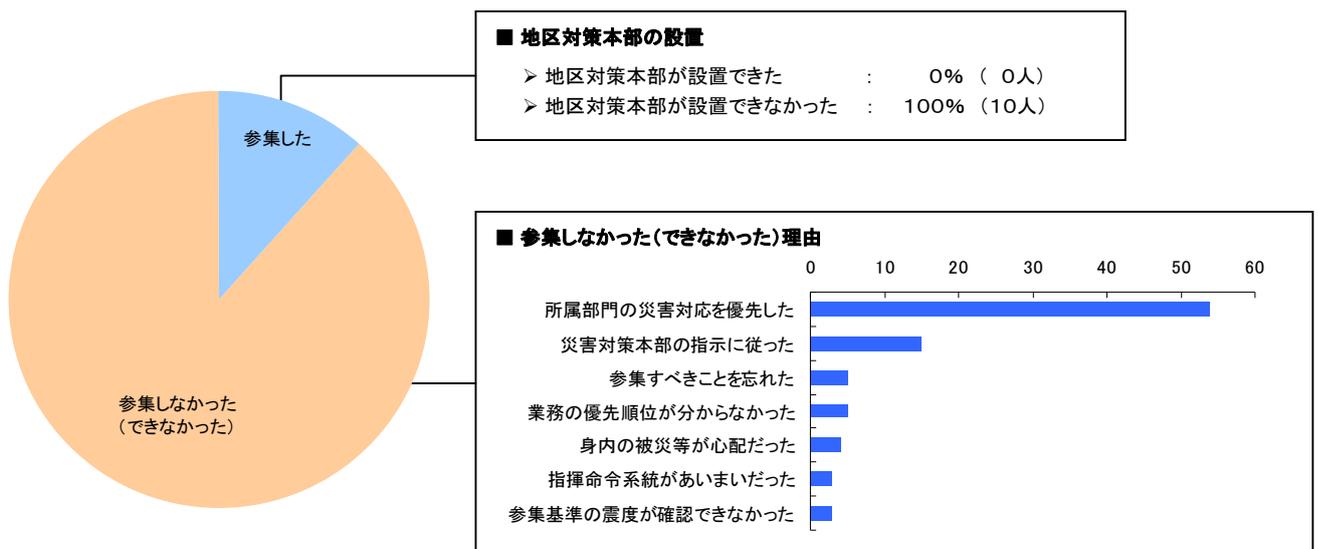
12	11.8%	参集した職員
90	88.2%	参集しなかった（できなかった）職員

参集しなかった（できなかった理由）

54件	60.0%	① 所属部門の災害対応を優先した
15件	16.7%	② 災害対策本部の指示に従った
5件	5.6%	③ 参集すべきことを忘れた
5件	5.6%	④ 業務の優先順位が分からなかった
4件	4.4%	⑤ 身内の被災等が心配だった
3件	3.3%	⑥ 指揮命令系統があいまいだった
3件	3.3%	⑦ 参集基準の震度が確認できなかった

・地区対策本部の設置率

0	0.0%	地区対策本部が設置できた
10	100.0%	地区対策本部が設置できなかった



## 【参考】地区対策本部について

習志野市地域防災計画震災編(平成 18 年度修正)

第 3 章 災害応急対策計画

第 1 節 防災組織計画

習志野市に震度 5 強以上の地震が発生した場合は、自動的に指定避難場所に地区対策本部が設置され、自主防災組織が中心となって情報の収集、避難支援、医療救護、備蓄物資等の配布を行う。

### (1) 組織

- 1) 地区対策本部には、あらかじめ指定された 3 名の職員が直行する。
- 2) 地域住民から地区対策本部リーダー（連合会長、まちづくり会議議長）を選出し、運営の責任者とする。

### (2) 組織

地区対策本部は地区災害活動を速やかに行うため、次の班をおき、地区の支援を行う。

<b>住民により 編成される 班</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>① 情報班・・・情報の収集</li><li>② 避難班・・・被災者の避難・誘導</li><li>③ 救護班・・・傷病者の把握・救護</li><li>④ 物資班・・・備蓄物資の配布、必要な物資の把握</li><li>⑤ その他・・・地区対策本部リーダーの判断により、被害の状況等に応じて必要とされる対応</li></ul>
<b>直行職員</b>	災害対策本部への地区情報への報告

## 4.2 災害対応状況に関する庁内各部署へのアンケート調査

結果は報告書資料編 14～51 ページに記載

### (1) アンケートの概要

市では、庁内各部署に対し、防災対策の取り組み、震災時の対応や対応の問題点について、アンケートを実施した。アンケートは各課単位で回収し、とりまとめた。アンケートの調査項目は下記のとおりである。

項目	内容
防災対策とその取り組みについて【ハード面に関すること】	<ul style="list-style-type: none"><li>・震災までに行ってきた対策</li><li>・震災以後、実施してきた取り組み</li><li>・今現在、実施中の取り組み</li><li>・今後の対応、課題等</li></ul>
防災対策とその取り組みについて【ソフト面に関すること】	<ul style="list-style-type: none"><li>・震災までに行ってきた対策</li><li>・震災以後、実施してきた取り組み</li><li>・今現在、実施中の取り組み</li><li>・今後の対応、課題等</li></ul>
震災対応業務の発生状況について	<ul style="list-style-type: none"><li>・震災時に特別に対応が必要となった主な業務</li><li>・その業務に対する課題等</li></ul>
震災対応業務における問題点について	<ul style="list-style-type: none"><li>・震災において課で発生した問題点等</li></ul>

※黄色い網掛け部分の項目について行った分析結果を 25 ページ以降に記載する

### (2) アンケートの結果

アンケート結果のまとめを、次ページに示す。

アンケート結果のうち、「震災時に特別に対応が必要となった主な業務」と「震災において課で発生した問題点等」の項目の分析結果を、25 ページ以降に示す。ここでは、震災時に実際に対応した業務と、現行の「習志野市地域防災計画」に定めのある「災害対策本部 事務分掌」（「習志野市地域防災計画 震災編」第 3 章「災害応急対策計画に記載」）との比較を行った。

○ アンケート結果のまとめ

**【防災対策とその取り組みについて（ハード面に関すること）】**

- 市役所庁舎の老朽化が進んでおり、新庁舎への建替え、本庁舎機能の一部移転を検討している。
- 防災行政用無線の整備と、無線難聴住宅への戸別受信機の配備を検討している。
- 所管施設の復旧工事、および耐震化を推進している。

**【防災対策とその取り組みについて（ソフト面に関すること）】**

- 復興に向けた各種計画の策定・見直しを検討している。
- 被災者支援のための各種制度を設けている。
- 放射性物質に対する対応を行っている。
- 今後起こりうる地震災害に備え、応急危険度判定要領等の各種マニュアルを整備している。

**【震災対応業務の発生状況について】**

- 事務分掌に記載されていない業務が多数発生し、本来行うべき業務の十分な対応ができなかった（主に「計画停電対応」や「放射性物質対応」）。
- 事務分掌に記載されている業務が周知・徹底されておらず、別の部署（主に防災部門）が対応したことにより、業務に偏りが生じた。  
（例：広報業務において広報課が機能しなかったため、代わりに対応した。）

**【震災対応業務における問題点について】**

《主な問題点》

- 事務分掌の周知が徹底されていなかったため、業務の役割を各部で判断できず、業務がスムーズに行えなかった。
- 事務分掌に明記されていない業務については、他の部署任せになってしまっていた。
- 災害対策本部事務局が各部への指示や市民からの対応に追われたため、本来事務局が果たすべき役割が満足にできなかった。
- 広報車および防災行政用無線が聞こえにくかったため、防災広報が機能しなかった。
- 現場対応（応急危険度判定等）に人が割かれ、他の業務の人員が不足した。

◀ 震災対応業務の発生状況と問題点の検証 — 災害対策本部 事務分掌との比較 — ▶

計画上に定めのある対応業務以外に発生した業務を整理し、本来対応すべき業務が計画どおりに実行できたかを把握するため、各課が回答した「特別に対応が必要となった主な業務」について、災害対策本部の事務分掌と照らし合わせ、検証を行った。

**アンケート結果**

◆ 震災時に特別に対応が必要となった主な業務

No.	部局名	担当課	業務名	業務の具体的な内容
1	企画政策部	広報課	市民への情報提供	緊急メールの発信と緊急情報の掲載
2	企画政策部	広報課	市民への情報提供	携帯サイトを活用した緊急情報発信
3	企画政策部	広報課	市民への情報提供	ならしのNOWによる被害状況の発信
4	企画政策部	広報課	報道機関への情報提供	臨時記者会見の開催
5	企画政策部	広報課	市民への情報提供	被災写真の展示
6	企画政策部	広報課	市民への情報提供	広報習志野への写真掲載による被害状況や復興イベントの情報発信
7	企画政策部	広報課	市民への情報提供	広報習志野臨時号の発行
8	企画政策部	広報課	市民への情報提供	広報番組「なるほど習志野」での被害・復旧状況番組の制作・放送
9	企画政策部	広報課	市民への情報提供	被災写真パネルの貸し出し
10	企画政策部	広報課	報道機関への情報提供	取材調整、資料提供、写真提供等
11	企画政策部	情報政策課	各オンラインネットワークの確保	各オンラインネットワークの安定稼働の確保
12	企画政策部	企画政策課	復興まちづくり実施計画の策定	復興まちづくり実施計画の策定
13	総務部	契約課	市民からの電話対応	休日の市民からの電話対応
14	総務部	契約課	被災した庁舎の復旧、移転作業	被災した庁舎の復旧、移転作業
15	総務部生活安全室	安全対策課	被害状況の確認	避難場所へ参集した地区対策本部員から被災状況を確認・集約する
16	総務部生活安全室	安全対策課	避難所開設	避難所開設のため各学校と連絡、必要となる物資の搬入
17	総務部生活安全室	安全対策課	被害情報の集約、報告	各部が把握した被害情報を取り纏め、関係各所へ連絡する
18	総務部生活安全室	安全対策課	市民からの電話対応	市民からの電話対応
19	総務部生活安全室	安全対策課	災害対策本部開設	本部室、本部事務局室の開設
20	総務部生活安全室	安全対策課	災害対策本部会議	本部会議に伴う資料用意等

①震災時に「特別に対応が必要となった主な業務」について庁内各部署で列挙

**現行の計画上に定めのある内容**

◆ 災害対策本部 事務分掌

部	班	事務分掌
生活安全室	安全対策課	1. 災害対策本部の設置及び本部の統括、運営に関する事
	まちづくり推進課	2. 本部員の動員に関する事
	すぐきく課	3. 本部長の命令伝達に関する事 4. 本部会議に関する事 5. 防災行政無線に関する事 6. 災害情報の収集及び被害状況の報告に関する事 7. 気象情報の収集に関する事 8. 災害復興計画の策定に関する事 9. 関係機関及び各部との連絡調整に関する事 10. 本部長の特命事項に関する事
総務第1部	第1班総務課	1. 生活安全室の支援に関する事
	第2班人事課	2. 部内の庶務に関する事
	第3班契約課	3. 部の職員の動員及び配置に関する事
	第4班法務課	4. 災害情報の収集及び被害状況の報告に関する事 5. 災害対策に必要な物品の調達に関する事 6. 関係機関及び各部との連絡調整に関する事 7. 本部長の特命事項に関する事 8. 災害時の配車に関する事 9. 輸送車両の確保に関する事 10. 燃料の確保に関する事 11. 災害時の庁内対策に関する事 12. 災害対策従事者名簿の作成に関する事 13. 公務災害補償その他被災職員の援助に関する事 14. 職員の活動支援(食料、飲料水、仮設トイレ等)に関する事

②列挙された業務内容と「災害対策本部 事務分掌」を照合

③発生した業務が事務分掌に明記されていたか  
・事務分掌ではどの部署が担当することになっていたか } 検証した

**検証の結果**

◆ 震災時発生業務と「災害対策本部 事務分掌」の比較

東日本大震災における各部・課の発生業務					対応する地域防災計画の事務分掌	
No.	部局名	担当課	業務名	業務の具体的な内容	部(主担当)	事務分掌
19	総務部生活安全室	安全対策課	災害対策本部開設	本部室、本部事務局室の開設	生活安全室	1. 災害対策本部の設置、統括、運営
21			各部への指示	防災計画、行動計画に定めたとおり各部が動くよう改めて指示	生活安全室	3. 本部長の命令伝達
20			災害対策本部会議	本部会議に伴う資料用意等	生活安全室	4. 本部会議
23			防災行政無線放送	落ち着いて行動するよう放送、津波警報の放送、給水情報の放送等。	生活安全室	5. 防災行政無線
17			被害情報の集約、報告	各部が把握した被害情報を取り纏め、関係各所へ連絡する	生活安全室	6. 災害情報の収集、被害報告
38			災害救助法関係事務	救助申請、救助事務の対象となる支出の確認		
39			県外被災者の受け入れ業務	県外からの避難者の受け入れ先検討		
35			放射性物質検出に伴う応急給水	県水エリアの供給源から放射性物質が検出されたことに伴う応急給水		
36			計画停電対応	照明の確保、運搬、東電との折衝、周知		
47			千葉県液化住宅再建支援制度	国の制度で救済対象外の世帯に対し支援金を支給		
42			がけ被災状況の現地確認	急傾斜地や問い合わせのある場所の確認と対応	土木部	13. 地すべり、がけ崩れの応急対策
15			被害状況の確認	避難場所へ参集した地区対策本部員から被災状況を確認・集約する	総務第1部	4. 災害情報の収集、被害報告
37			災害派遣等従事車両証明書発行	東北復興のボランティア等へ証明書発行	総務第1部	8. 災害時の配車(緊急通行車両確認)

緑の網掛け：事務分掌では別の部署が担当することになっていた業務

オレンジの網掛け：事務分掌に明記されていない業務

■ 災害対策本部分掌との比較の作業の流れ ■

事務分掌では他部の役割業務  
 ●事務分掌に明記されていない業務

震災対応業務の発生状況の検証 - 災害対策本部分掌との比較

東日本大震災における各部・課の発生業務				対応する地域防災計画の事務分掌				
No.	部局名	担当課	業務名	業務の具体的な内容	部(主担当)	事務分掌		
19	総務部 生活安全室	安全対策課	災害対策本部開設	本部室、本部事務局室の開設	生活安全室	1.災害対策本部の設置、統括、運営		
21			各部への指示	防災計画、行動計画に定めたとおり各部が動くよう改めて指示	生活安全室	3.本部長の命令伝達		
20			災害対策本部会議	本部会議に伴う資料用意等	生活安全室	4.本部会議		
23			防災行政無線放送	落ち着いた行動するよう放送、津波警報の放送。給水情報の放送等。	生活安全室	5.防災行政無線		
17			被害情報の集約、報告	各部が把握した被害情報を取り纏め、関係各所へ連絡する	生活安全室	6.災害情報の収集、被害報告		
49			被害状況の報告	千葉県防災システムを用いた県への報告および関係団体への報告	生活安全室	6.災害情報の収集、被害報告		
22			自衛隊の派遣要請	自衛隊法に基づく災害派遣の要請	生活安全室	9.関係機関・各所との連絡調整		
24			物資の調達	県や協定締結先、その他の団体を通じ必要となる物資調達依頼	生活安全室	9.関係機関・各所との連絡調整		
44			国や県に対する要望	液化化被害による罹災判定変更等	生活安全室	9.関係機関・各所との連絡調整		
38			災害救助法関係事務	救助申請、救助事務の対象となる支出の確認				
39			県外被災者の受け入れ業務	県外からの避難者の受け入れ先検討				
33			飲料水供給準備	耐震性井戸付き貯水槽の点検、稼働				
34			飲料水供給	耐震性井戸付き貯水槽からの給水				
35			放射性物質検出に伴う応急給水	県水エリアの供給源から放射性物質が検出されたことに伴う応急給水				
36			計画停電対応	照明の確保、運搬、東電との折衝、周知				
47			千葉県液化化住宅再建支援制度	国の制度で救済対象外の世帯に対し支援金を支給				
42			がけ被災状況の現地確認	急傾斜地や間い合わせのある場所の確認と対応	土木部	13.地すべり、がけ崩れの応急対策		
15				被害状況の確認	避難場所へ参集した地区対策本部員から被災状況を確認・集約する	総務第1部	4.災害情報の収集、被害報告	
37				災害派遣等従事車両証明書発行	東北復興のボランティア等へ証明書発行	総務第1部	8.災害時の配車(緊急通行車両確認)	
28				職員用食料調達	職員の食料を調達	総務第1部	14.職員の活動支援(食料等)	
16				避難所開設	避難所開設のため各学校と連絡、必要となる物資の搬入	教育第1部	6.避難所の開設・運営、避難者の把握	
30				記録写真撮影	災害の記録となる写真撮影	総務第2部	7.被害時の記録写真撮影	
29				マスコミ対応	被害情報報告、今後の方針等説明	総務第2部	8.報道機関との連絡調整	
31				市民への広報	広報誌、チラシ作成、ホームページ、回覧、掲示板等	総務第2部	9.災害広報	
45				視察対応	首相、国会議員、知事等上位機関の視察対応	総務第2部	12.災害視察者・見学者の接遇	
48				契約関係業務	各部が購入、対応した契約の締結、伝票の処理	総務第3部	3.応急財政処置(契約、伝票)	
32				被害状況集計	家屋の被害状況、各種支援の発行状況等を集計しわかりやすい形で発表する	総務第3部	5.住家被害調査	
50				解体証明書発行業務	被害を受け住居を解体したことの確認、証明発行	土木部	14.建築物の解体に関すること	
27				仮設トイレ対策	仮設トイレの調達、運搬、くみ取り等	環境部	7.仮設トイレの設置	
26				物資の運搬、集積	調達した物資の運搬集積	市民部	7.災害時の物資供給	
18				市民からの電話対応	市民からの電話対応	市民部	8.災害時の市民相談	
46				被災者総合相談案内窓口の開設	市民からの問い合わせや各種制度の案内・受付を行う	市民部	8.災害時の市民相談	
25				施設の安全点検	所管する施設の安全点検(急傾斜地、無線、井戸等)	土木部	13.地すべり、がけ崩れの応急対策	
40				市内被災者の避難先確保1	国家公務員住宅の借り上げ	土木部	*仮設住居(公営住宅空き家)の斡旋	
41				市内被災者の避難先確保2	民間賃貸住宅のみなし仮設対応	土木部	*仮設住居(民間住宅空き家)の斡旋	
43				被災者生活再建支援法関連事務	罹災判定が半壊以上となった被災者に対する支援制度	救護部	*被災者生活再建支援金の支給	
51				市民からの電話対応	市民からの電話対応	市民部	8.災害時の市民相談	
52				市民からのメール対応	市民からのメールでの問い合わせ(キャッチボールメール・市長メール)	市民部	8.災害時の市民相談	
14			総務部	契約課	被災した庁舎の復旧、移転作業	被災した庁舎の復旧、移転作業	総務第1部	11.災害時の庁内対策
13					市民からの電話対応	休日の市民からの電話対応		
1			企画政策部	広報課	緊急メールの発信と緊急情報の掲載	緊急メールの発信と緊急情報の掲載	総務第2部	9.災害広報
2					携帯サイトを活用した緊急情報発信	携帯サイトを活用した緊急情報発信	総務第2部	
3	ならしのNOWによる被害状況の発信	ならしのNOWによる被害状況の発信			総務第2部			
6	市民への情報提供	広報習志野への写真掲載による被害状況や復興イベントの情報発信			総務第2部			
7		広報習志野臨時号の発行			総務第2部			
8		広報番組「なるほど習志野」での被害・復旧状況番組の制作・放送			総務第2部			
5		被災写真の展示			総務第2部			
9		被災写真パネルの貸し出し			総務第2部			
4		臨時記者会見の開催			総務第2部			
10		報道機関への情報提供			取材調整、資料提供、写真提供等	総務第2部	8.報道機関との連絡調整	
11		情報政策課			各オンラインネットワークの確認	各オンラインネットワークの安定稼働の確保	総務第2部	
12		企画政策課	復興まちづくり実施計画の策定	復興まちづくり実施計画の策定	生活安全室	8.復興まちづくり計画の策定		
58	財政部	市民税課	市民税の減免額の決定及び通知	罹災状況に応じ、市民税の減免額を算出、決定し、納税義務者に通知する。	総務第3部	3.応急財政処置(市民税の減免)		
62			資産税課	固定資産税・都市計画税の納期限延長	固定資産税・都市計画税の納期限延長(第1期、第2期を2か月延長)	総務第3部	3.応急財政処置(市民税の減免)	
63				平成23年度固定資産税・都市計画税の減免措置実施	震災被害に応じた土地・家屋・償却資産の平成23年度固定資産税・都市計画税の減免措置実施	総務第3部	3.応急財政処置(市民税の減免)	
59				被災住家の被害状況調査(市内全域)	り災証明発行に伴う被災住家の被害状況調査(市内全域) 一次・二次調査の実施	総務第3部	5.住家被害調査	
60				被災住家の被害状況調査に伴う内容説明業務	被災者総合相談案内窓口開設に伴い、住家被害状況調査の内容説明及び二次調査受付	総務第3部	5.住家被害調査	
61			住家被害情報の集約、報告	住家被害状況調査によって把握した被害情報を取り纏め、関係各所へ報告	総務第3部	5.住家被害調査		
64		被災家屋損耗調査を実施	被災家屋の被害程度を把握し、平成24年度固定資産税評価に反映するため、被災家屋損耗調査を実施(半壊以上の被災家屋)	総務第3部	5.住家被害調査			
53		財産管理課	習志野旧舎及びおさいへ被害状況の確認	電話にて、習志野旧舎及びおさいへ被害状況の確認をする。	総務第3部	4.市有財産の被害調査		
54			習志野旧舎の被害状況を現地確認する。	業者立会いのもと、習志野旧舎の被害状況の確認。見積り依頼。	総務第3部	4.市有財産の被害調査		
55			習志野旧舎の復旧工事の依頼	習志野旧舎における被害にあった箇所(道路の陥没や電線等)の復旧工事の依頼を行う。(工事期間:5月31日～6月7日)	総務第3部	4.市有財産の被害調査		
56	電話対応及び現地対応		市有地の購入者から連絡のあった被害状況について、電話対応や現地対応をし、必要な手続きについて指示した。(鶯沼1丁目の陥没)	総務第3部	4.市有財産の被害調査			
57		液化化被害に伴う土地売買の相談	袖ヶ浦6丁目衛生処理場跡地を京成電鉄(株)に売却し、京成電鉄が宅地分譲した土地が液化化被害にあった。売主である京成電鉄と購入者との話し合いが持たれたが進展しなかったことから、購入者団体から両者の間に入って話し合いの行司役となってほしい旨の陳情があったことを受け会議に出席した。	総務第3部	4.市有財産の被害調査			
65	環境部	クリーンセンター施設課(清掃工場)	窒素ガス配管修理	窒素ガス配管ガス漏れ	環境部	3.所管施設の災害予防・災害復旧		
66			汚水管復旧工事	クリーンセンター汚水管破損	環境部	3.所管施設の災害予防・災害復旧		
67			給排水管補修工事	給排水管破損	環境部	3.所管施設の災害予防・災害復旧		
68			回転破砕機整備工事	回転破砕機破損	環境部	3.所管施設の災害予防・災害復旧		
69			特殊常温合材	清掃工場内舗装路亀裂	環境部	3.所管施設の災害予防・災害復旧		
70			構内本復旧工事設計業務委託	クリーンセンター構内通路段差等	環境部	3.所管施設の災害予防・災害復旧		
71			漏水調査業務委託	業務課棟漏水	環境部	3.所管施設の災害予防・災害復旧		
72			玄関ポーチ土間他仮普及工事	業務課棟玄関ポーチ土間との段差	環境部	3.所管施設の災害予防・災害復旧		
73			業務課棟漏水他仮普及工事	業務課棟漏水	環境部	3.所管施設の災害予防・災害復旧		
74			構内段差仮復旧工事	構内通路段差(計量棟・前処理棟等)	環境部	3.所管施設の災害予防・災害復旧		
75			構内選別駐車場他舗装仮復旧工事	構内選別駐車場他段差	環境部	3.所管施設の災害予防・災害復旧		
76			構内通路舗装仮復旧工事	構内通路段差(メイン通路他)	環境部	3.所管施設の災害予防・災害復旧		
77			東側U字溝排水仮普及工事	東側U字溝排水液状化により砂で埋まる	環境部	3.所管施設の災害予防・災害復旧		
78			メイン通路U字溝排水仮普及工事	メイン通路U字溝排水液状化により砂で埋まる	環境部	3.所管施設の災害予防・災害復旧		
79			クリーンセンター構内災害復旧工事	クリーンセンター構内は液状化による隆起、陥没等	環境部	3.所管施設の災害予防・災害復旧		
80			前処理施設漏水他改修工事	前処理施設漏水	環境部	3.所管施設の災害予防・災害復旧		
81			溶融飛灰及び溶融スラグの放射性物質定期測定業務委託	クリーンセンターから発生する溶融スラグ、溶融飛灰、溶融メタルを採取し放射性物質の測定を行う。また、敷地内4ヶ所における放射線量の確認を行う。	環境部	3.所管施設の災害予防・災害復旧		
82			溶融飛灰及び溶融スラグの放射性物質継続測定業務委託	クリーンセンターから発生する溶融飛灰、溶融スラグを採取し放射性物質の測定を行う。	環境部	3.所管施設の災害予防・災害復旧		
84			PC用架線支持脱落	架線支持修理実施	環境部	3.所管施設の災害予防・災害復旧		
85			管理棟排水フロートスイッチの破損脱落	管理棟排水フロートスイッチ修繕実施	環境部	3.所管施設の災害予防・災害復旧		
83	仮設トイレ設置、汲取り作業	下水道配管損傷・閉塞によりトイレが使用できなくなった場所に仮設トイレを設置、汲取り作業	環境部	7.仮設トイレの設置				
86		放射性物質の検出	放射性物質濃度調査分析					

■ 災害対策本部分掌との比較 (1/3) ■

事務分掌では他部の役割業務  
事務分掌に明記されていない業務

震災対応業務の発生状況の検証 - 災害対策本部分掌との比較

東日本大震災における各部・課の発生業務				対応する地域防災計画の事務分掌		
No.	部局名	担当課	業務名	業務の具体的な内容	部(主担当)	事務分掌
87	環境部	クリーンセンター業務課	被害状況の確認	クリーンセンター業務課内の建物及びガス、水道、電気等被災状況の確認	環境部	3.所管施設の災害予防・災害復旧
88			車輛の移動	津波対策の為にクリーンセンター内のパッカー車や乗用車を旧工場に移動	環境部	3.所管施設の災害予防・災害復旧
89			廃棄物の回収・撤去	倒壊にたまった土砂回収と撤去、瓦の回収と撤去、回収物を畜産ストックヤードへの搬入	環境部	11.瓦礫の受入れ・処分
90			一般廃棄物の減免	り災証明を持っている方からの粗大ごみ処理手数料の減免手続き		
91		クリーン推進課	仮設トイレの設置	下水道使用不可地域における仮設トイレの設置	環境部	7.仮設トイレの設置
92			災害廃棄物の受け入れ	被災家屋からの瓦礫の受け入れ	環境部	11.瓦礫の受入れ・処分
93	公園緑地課	公園施設の被災状況の確認	公園施設がどの程度被災しているか。危険箇所等を確認し立ち入り禁止、使用禁止等の措置を実施した。	環境部	3.所管施設の災害予防・災害復旧	
96	市民経済部	勤労会館	勤労会館の閉鎖・避難所開設	勤労会館では平成23年4月1日以降の再開後、節電対応にて運営を継続している。また、テニスコートの夜間利用については、照明の使用を午後7時以降の利用とし9月30日までは節電対応とした。	市民部	3.所管施設の災害予防・災害復旧
98		商工振興課	被災者総合相談案内窓口の開設 個別住宅相談窓口の開設	『被災者総合相談案内窓口の開設』 ・国の被災者生活再建支援制度の案内や申請受付を中心に、震災で被災に遭われた方々の支援(各種減免制度や支援制度の紹介、相談窓口案内等)や相談を行うため、総合相談窓口を開設した。 ※開設期間: H23.4.15~ ※H24.1.1以降は、安全対策課に移動 『個別住宅相談窓口』 ・家屋に被害を受けた方々のために、住宅の補修や改修、建替え等の相談窓口として、建築士の協力を得て、個別住宅相談窓口を総合相談案内窓口と併設した。 ※開設期間: H24.4.18~H24.5.15	市民部	8. 災害時の市民相談
99			市内企業、事業者、商店等の被害状況の把握と支援、相談等	・商工会議所や商店会連合会と連携して、市内企業、事業者、商店等の被害状況の把握と支援、相談等を行った。 (県による緊急相談窓口の開設、市内企業の訪問や被害状況調査・個別相談の実施、各種研修会等の開催等)	市民部	8. 災害時の市民相談
100			市内店舗等の物流や販売状況(特にガソリンスタンド)の把握	・商工会議所や商店会連合会と連携して、市内店舗等の物流や販売状況(特にガソリンスタンド)の把握	市民部	8. 災害時の市民相談
94			事業者向け罹災証明書の発行	震災の被害を受けた中小企業者の工場・事務所・備品・商品等の被害状況を現地確認し、被災にあった証明書の発行をする。この証明書があることで有利な融資制度の利用ができる。	総務第3部	6. り災証明の発行に関すること
95			東日本大震災復興緊急保証の認定	東日本大震災の影響で売り上げの減少等が発生した事業者に対して売り上げの減少等の証明をする証明書の発行をする。この証明書があることで有利な融資制度の利用ができる。		
97			住宅修繕あっせん制度	『住宅修繕あっせん制度』 ・震災により家屋等に被害を受けた市民から業者紹介に関する問い合わせがあった際に、既存の住宅修繕あっせん制度を活用して、業者をあっせんする。		
101		国保年金課	国民健康保険料減免業務	東日本大震災による被災者のうち、一定の要件に該当する国民健康保険の被保険者等に対し、国民健康保険料を減免する。		
102			国民健康保険料還付業務	№.101に伴い、保険料を還付する。		
104			国民健康保険一部負担金等免除業務	東日本大震災による被災者のうち、一定の要件に該当する国民健康保険の被保険者等に対し、医療機関等で支払う一部負担金等を免除する。		
105			国民健康保険一部負担金等還付業務	№.104に伴い、誤って一部負担金等を支払った者へ一部負担金等を還付する。		
108			国民年金保険料免除業務	東日本大震災による被災者のうち、一定の要件に該当する国民年金の第1号被保険者に対し、国民年金保険料を免除する。		
109			№.101~108に付随する窓口・電話対応	市民(被用者保険加入者を含む)からの窓口・電話対応	市民部	8. 災害時の市民相談
110			№.101~107に付随するり災証明書情報入手・整理業務	り災証明書発行担当課から紙ベースで入手した情報をデータ化・加工する。		
111	被災者総合相談案内窓口への応援業務		被災者総合相談案内窓口への職員派遣	市民部	8. 災害時の市民相談	
103	後期高齢者医療保険料減免業務		東日本大震災による被災者のうち、一定の要件に該当する後期高齢者医療制度の被保険者等に対し、後期高齢者医療保険料を減免する。			
106	後期高齢者医療制度一部負担金等免除業務		東日本大震災による被災者のうち、一定の要件に該当する後期高齢者医療制度の被保険者等に対し、医療機関等で支払う一部負担金等を免除する。			
107	後期高齢者医療制度一部負担金等還付業務	№.6に伴い、誤って一部負担金等を支払った者へ一部負担金等を還付する。				
112		来庁者避難誘導業務	地震発生時に来庁者を安全な場所へ避難誘導する。			
113	農政課	農産物の放射性物質検査	①調査品目の選定 ②調査圃場の選定(農家へ依頼) ③調査日の調整			
127	保健福祉部	健康支援課	災害情報の収集	当初から健康支援課へは災害対策本部からの被害情報が届かなかったため、人員2名を情報収集及び連絡員として災害対策本部へ送らなければならなかった。	救護部	3.所管施設の災害予防・災害復旧(災害情報収集)
121			被害状況の確認	所管する建物(保健会館、保健会館別館、東習志野8丁目会館)、及び出先機関(各ヘルステーションと藤崎ふれあいセンター)の安否確認と被害状況の確認。職員が常駐していない施設もあり、状況が分からない施設があった。	救護部	3.所管施設の災害予防・災害復旧
122			避難者の対応	谷津ヘルステーションが入居している谷津コミュニティセンターは、今回の震災では市指定避難所にはならなかったが、震災直後から避難者が入所し市指定避難所に移動してもらえず、災害対策本部から職員が来ることも無いので、深夜まで健康支援課の職員で対応した。その後は生涯学習部の職員が対応した。	救護部	9.被災者の保護
120			避難者の健康状態の確認	避難所が設置されたため、保健師が全ての避難所を巡回し避難者の健康状態のチェックを行った。	救護部	*被災者の健康管理(避難所の巡回保健)
123			災害医療チーム対応	習志野市医師会より、医師会内で組織した「災害医療チーム」を、特に被害の大きかった東北地方へ派遣するにあたり、その移動手段の確保について協力要請があり、緊急事業として対応した。	救護部	4.関係機関との連絡調整
126			災害時要援護者の安否確認	災害時要援護者の安否確認は、各ヘルステーションで行ったが、人数が足りず、健康支援課からも人員を割いた。	救護部	13.災害時要援護者(安否確認)
124			計画停電対応	習志野市急病診療所は、夜間における市内唯一の一次診療の場として診療しなければならないため、計画停電による休診はできないので、計画停電の情報収集や、自家発電の用意とその準備作業が必要となった。		
125			計画停電対応	救急医療体制の維持のための、二次救急を担っている習志野市内の4病院に対して、計画停電時の対応を聞き取り調査し、消防本部と情報交換をおこなった。当初、計画停電の範囲が曖昧で、病院が該当するのかも不明確であったため、東京電力へ直接確認を行った。いくつかの病院から、自家発電用の重油の確保についての依頼があった。		
114		高齢社会対策課	被害状況の確認	指定管理者3施設の被害状況確認	救護部	3.所管施設の災害予防・災害復旧
115			市内社会福祉施設に対する計画停電等の情報伝達	計画停電の実施状況を東電HP等より収集し、FAXにて市内社会福祉施設に対して送付		
116			災害復旧業務	指定管理者施設(白鷺園、さくらの家)における被害の災害復旧事業	救護部	3.所管施設の災害予防・災害復旧
117			災害復旧国庫補助受給業務	指定管理者施設(さくらの家)における災害復旧費に関する国庫補助金取得業務	救護部	3.所管施設の災害予防・災害復旧
118			避難者受入連絡業務	市内社会福祉施設への避難者受け入れの打診(最終的には受入なし)	救護部	13.災害時要援護者(避難受入れ)
128			千葉県災害義援金支給	千葉県災害義援金の受付・支給業務	救護部	17.災害弔慰金の支給、災害援護資金の貸付
129	災害見舞金事業		災害見舞金の支給	救護部	17.災害弔慰金の支給、災害援護資金の貸付	
130	社会福祉課	東日本大震災被災者見舞金	東日本大震災により住家に被害を受けた世帯主に対し見舞金を支給	救護部	17.災害弔慰金の支給、災害援護資金の貸付	
131		災害援護資金貸付事業	東日本大震災により住家に被害を受けた世帯主に対し災害援護資金貸付を行う	救護部	17.災害弔慰金の支給、災害援護資金の貸付	
132		市民からの電話対応	使用者からの電話対応			
133		海浜公園の復旧工事説明会開催	海浜公園の改修方針について説明会の準備及び開催	救護部	3.所管施設の災害予防・災害復旧(公園)	
134		海浜公園内の応急対応	園内に堆積した泥砂撤去	救護部	3.所管施設の災害予防・災害復旧(公園)	
135		使用者への通知文発送	公園使用者に対し、①墓参自粛のお願い②復旧による入園可能のお知らせ③説明会開催通知④説明会欠席者に対する資料送付⑤復旧工事のお知らせ、を発送	救護部	3.所管施設の災害予防・災害復旧(公園)	
136			単身・高齢の障害者の安否確認	単身・高齢の障害者の安否確認	救護部	6.高齢者等の緊急保護
138	障害福祉課	あかね園から給水、トイレ対策の要請	災害対策本部より、給水用ポリタンク5個を貸し出す(仮設トイレの設置は不可能)	救護部	8.医療品、衛生資材の確保・配分	
137		停電に関する対策	・たん吸引器の設置者69名に停電対応が可能であるか電話確認(5名不在、その他は対応可能) ・緊急通報装置設置者28名および地区担当民生委員に電話連絡(設置者全員に停電により通報装置が使用不能である旨連絡し、民生委員には配慮・見守りを依頼) ・聴覚障害者44名にFAXが使用できない場合は、民生委員などに電話を依頼するよう、FAX連絡及び訪問指導	救護部	13.災害時要援護者(停電対応確認)	
119	介護保険課	保険料減免の市民への通知発送	保険料減免対象になる市民に対して、申請するよう通知を発送			
139	各ヘルステーション各地域包括支援センター	在宅高齢者の安否確認	災害時要援護者名簿を基に、訪問により安否確認を行う。	救護部	13.災害時要援護者(安否確認)	
140		避難者への支援	避難所巡回により、健康状態を確認	救護部	*被災者の健康管理(避難所の巡回保健)	

■ 災害対策本部分掌との比較 (2/3) ■

■ 事務分掌では他部の役割業務  
 ● 事務分掌に明記されていない業務

震災対応業務の発生状況の検証 - 災害対策本部分掌との比較

東日本大震災における各部・課の発生業務				対応する地域防災計画の事務分掌				
No.	部局名	担当課	業務名	業務の具体的な内容	部(主担当)	事務分掌		
172	こども部	こども保育課	被害状況の確認	保育所・こども園・幼稚園の施設の被害状況の確認。	こども部	3.所管施設の災害予防・災害復旧		
173			施設の改修・耐震補強	児童の安全確保のため改修工事を実施。屋敷幼稚園については、園舎改修の間、屋敷小学校の教室を借り保育を実施。	こども部	3.所管施設の災害予防・災害復旧		
171			市民からの電話対応	保育所の開所状況や対応などについて電話対応。休日にも当番で対応。				
174			保育所保育料の返金	施設の安全確認に伴い保育所を1、2日閉所したため、その保育料について保護者へ減額・返金を行った。				
175			保育料の減免	被災した世帯に対し、保育料の減免を行った。				
178			施設の放射線量調査	保育所・こども園・幼稚園の放射線量を検査した。				
179			給食食材の放射性物質調査	保育所・こども園の給食食材の放射性物質検査の業務委託				
176		こども保育課(保育所)	給食献立の弾力的な対応	食材の調達に予定通りとならない場合、できる範囲で工夫して給食を提供した。	こども部	*給食対応		
177			放射性物質検出に伴う応急給水	水源が放射性物質が検出されたため、ミルク用に飲料水を確保した。				
141		都市整備部	建築指導課	応急危険度判定、かけ調査等の要望	応急危険度判定、かけの状況調査等の要望	土木部	15.建築物の応急危険度判定	
142	都市整備部	道路交通課	被害状況の確認	職員による現地確認	土木部	3.所管施設の災害予防・災害復旧		
144			道路応急復旧	被害箇所の応急復旧	土木部	3.所管施設の災害予防・災害復旧		
146			道路空洞調査	道路の空洞調査	土木部	3.所管施設の災害予防・災害復旧		
143			道路清掃	液状化により流出した土砂の撤去	土木部	8.障害物の除去		
147			災害復旧に伴う道路測量	災害復旧工事に伴い、被害状況を調べるための道路測量	土木部	3.所管施設の災害予防・災害復旧		
148			災害復旧に伴う設計	災害復旧工事に伴う道路の設計	土木部	3.所管施設の災害予防・災害復旧		
149			災害復旧工事	道路の本復旧工事	土木部	3.所管施設の災害予防・災害復旧		
151			橋梁点検調査	橋梁の被害の有無の調査	土木部	3.所管施設の災害予防・災害復旧		
152			橋梁補修工事	蟹沼中央跨線橋の補修工事	土木部	3.所管施設の災害予防・災害復旧		
153			都市部官民基本境界基本調査への協力	都市部官民基本境界基本調査(国土交通省が実施)への協力	土木部	3.所管施設の災害予防・災害復旧		
145			災害査定資料作成	復旧費用を国庫負担申請する上で必要となる調査及び資料作成	土木部	17.その他災害応急・復旧(災害査定)		
150			市民からの電話対応	市民からの電話対応				
154			都市整備部	下水道課	管渠清掃	液状化により閉塞した管渠・マンホール等の清掃	土木部	3.所管施設の災害予防・災害復旧
155	簡易放流施設設置・消毒	処理場への放流できない汚水の河川への簡易放流とその汚水の消毒			土木部	3.所管施設の災害予防・災害復旧		
156	市民からの電話対応	市民からの電話対応						
157	要人対応	国・県からの視察及びマスコミ各社への対応			総務第2部	12.災害視察者・見舞いの接遇		
167	都市整備部	津田沼浄化センター	施設点検及び停電対応	地震直後の施設点検及び袖ヶ浦・秋津汚水中継ポンプ場の停電対応	土木部	3.所管施設の災害予防・災害復旧		
168			災害復旧事業、流入した土砂の撤去(砂上げ清掃等)	震災により損傷した管渠から流入した土砂を撤去	土木部	3.所管施設の災害予防・災害復旧		
169			災害対応事業放射性物質の測定	脱汚泥等中の放射性物質の濃度を測定				
158			住宅課	住宅課	仮住居の提供及び他団体が実施する仮住居提供に関する問い合わせ	仮住居(県営住宅)の情報提供、受付、UR都市機構の仮住居提供の情報収集及び情報提供、市内被災者及び県外被災者からの仮住居提供に関する問い合わせ対応	土木部	3.所管施設の災害予防・災害復旧
161					市営住宅の被災状況の確認及びその対応	市営住宅の被災状況の確認及び応急工事の発注、入居者からの修繕要望への対応。	土木部	3.所管施設の災害予防・災害復旧
162					市営住宅の被災状況の報告	市営住宅の被災状況について県へ報告する。	土木部	3.所管施設の災害予防・災害復旧
165					市有建築物の被災状況の確認	依頼のあった市有建築物の被災状況の確認及び復旧工事費の積算	土木部	3.所管施設の災害予防・災害復旧
166					被災した市有建築物の復旧工事等の対応	震災直後の市有建築物の復旧工事(袖ヶ浦保育所排水管改修、海浜公園管理棟改修、庁舎窓ガラス飛散防止フィルム貼付、本庁舎エレベーター耐震化、香澄団地排水管改修、被災度区分判定業務委託)の設計及び発注	土木部	3.所管施設の災害予防・災害復旧
163					災害復旧にかかる国庫補助に関する業務	被害を受けた市営住宅の災害復旧事業の国庫補助申請に関する業務。(※国庫補助対象となる見込みがなくなった為、取り下げ。)	土木部	17.その他災害応急・復旧(国庫補助)
164					被災者住宅再建資金利子補給事業	東日本大震災により、住宅に被害を被った被災者の住宅復興を促進するため、被災者等が金融機関から住宅再建のための資金を借り入れた場合に、予算の範囲内においてその利子の一部を補助。書類の審査、補給金の交付、県補助金の交付申請等を行う。	土木部	17.その他災害応急・復旧(被災者住宅再建資金利子補給事業)
159	市内被災者及び県外被災者への国家公務員宿舎の仮住居提供	市内にある国家公務員宿舎について、千葉財務事務所から提供を受けて、市内被災者と県外被災者に仮住居として提供する。			土木部	*仮設住居(公営住宅空き家)の斡旋		
160	赤十字社の生活家電寄贈申請業務	仮住居に入居した被災者に対して寄贈される生活家電の申請業務	市民部	7.災害時の物資供給				
170	各課	災害復旧対応業務体制への移行	早期復旧に向け、災害対応に伴う職員の兼務発令					
181	消防本部	警防課	緊急消防援助隊派遣要請	消防庁長官より被災地である岩手県陸前高田市及び福島県福島市へ緊急消防援助隊千葉県隊の一部隊として出動要請があり、職員及び車両を派遣した。	消防部	*消防機関の相互応援		
182		総務課	消防団・消防協力隊による応急給水活動	南消防署及び谷津小学校にある防災井戸において、断水した地域住民に対し、応急給水活動を実施した。	消防部	*消防団等による応急給水		
180	議会事務局	庶務課	議員への情報提供	災害対策本部からの被害状況やライフライン情報等を市議会議員へ情報提供する	協力部	*議員への情報提供		

■ 災害対策本部分掌との比較 (3/3)

◀ 震災対応業務の発生状況と問題点の検証 — 災害応急対策業務との比較 — ▶

習志野市地域防災計画の「第3章 災害応急対策計画」に記載されている災害応急対策業務（以下、「対策業務」という。）の項目との比較を行った。

まず、対策業務を担当する部署が一部に集中していないかを確認するため、対策業務ごとに、計画に基づく担当部署を記入し、「役割分担表」を作成した。ここでは、主担当となっている部署に●、担当となっている部署に○を表示した。

次に、「特別に対応が必要となった主な業務」と応急対策業務を比較し、対応する業務に対し、震災時にはどの部署が対応していたかについて検証した。

縦軸・地域防災計画の応急対策業務		横軸・災害対策本部の各部																	
		安全生活室	安全対策課	まちづくり推進課	第1班総務課	第2班人事課	第3班契約課	第4班法務課	第1班企画政策課	第2班秘書課	第3班広報課	第4班男女共同参画センター	第5班情報政策課	第1班財政課	第2班財産管理課	第3班税制課	第4班市民税課	第5班資産税課	
<b>地域防災計画</b> 【災害応急対策計画】 【災害復旧計画】 ●:主担当 ○:担当		特別に対応が必要となった業務 ■:計画での担当が実施 ■:計画での担当とは別の部署が実施 ■:計画には明記されていなかった業務																	
応急1 防災組織計画	1. 配備基準	●	○																
	2. 職員の動員	●	○																
	3. 災害対策本部設置前の体制	●	○																
	4. 災害対策本部	●	○																
	5. 地区対策本部	●	○																
	6. 災害救助法の適用等	●	○																
	その他																		
応急2 情報収集伝達	1. 情報通信手段の確保	○	○																
		○	○																
		○	○																
		○	○																
		○	○																
		○	○																
		○	○																
応急3 災害広報	1. 災害広報	○	○																
		○	○																
	2. 報道機関への対応	○	○																
		○	○																
		○	○																
		○	○																
		○	○																

①業務内容が合うものと対応させる

②計画での役割と同じだった場合は灰色で表示

③計画で明記されていない業務の場合はオレンジで表示

④他部署の担当の業務を行った場合は緑で表示

応急対策業務と、実際に発生した業務で対応をとり、計画通りに対応できたかを検証した。

■ 災害応急対策業務との比較の作業の流れ ■







災害応急対策業務の役割分担分析【地域防災計画に定めた対策実施担当】

地域防災計画 【災害応急対策計画】 【災害復旧計画】	特別に対応が必要となった業務 ■:計画での担当が実施 ■:計画での担当とは別の部署が実施 ○:計画には明記されていなかった業務	安全生活室	第1部	第2部	第3部	環境部	市民部	教養部	こども部	土木部	第1部	第2部	第3部	消防部	協力部	企業局		
		安全対策課 まちづくり課 すくすく課	総務課 人事課 契約課 法務課 企画課 秘書課 広報課 参画7 男女共同	第1課 第2課 第3課 第4課 第5課 第6課 第7課 第8課 第9課 第10課														
応急6 相互応援・ 広域応援	1. 県への応援要請	物資調達依頼、国や県への要望	●●●															
	2. 指定地方行政機関等への応援要請		●●●															
	3. 協定締結自治体への応援要請	物資調達依頼	●●●															
	4. 消防機関の相互応援	緊急消防援助隊派遣要請												●●●●●				
	5. 水道・下水道事業者の相互応援																●●●	
応急7 交通規制・ 警備	1. 千葉県警察震災警備計画																	
	2. 交通規制計画																	
	3. 緊急通行車両等の確認	災害派遣等従事車両証明書発行	■	●●●●														
	4. 運転者のとるべき措置																	
応急8 避難	1. 避難の勧告・指示等		●●●															
	2. 避難誘導	来庁者避難誘導業務 単身・高齢の障害者の安否確認																
	3. 避難所等の開設と運営	避難所開設(学校連絡、物資搬入)					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		避難者の対応					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		避難者受入連絡業務					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4. 災害時要援護者の支援	災害時要援護者の安否確認 停電に関する対策 在宅高齢者の安否確認																
	5. 避難所等の閉鎖																	
6. 帰宅困難者への対策																		
その他	県外被災者の受け入れ業務	■																
応急9 医療・ 助産	1. 医療救護体制																	
	2. 医療救護活動	災害医療チーム対応																
	3. 医療用資機材の確保																	
	4. 被災者の健康管理	避難者の健康状態の確認 避難者への支援																
応急10 捜索・ 火葬	1. 行方不明者の捜索																	
	2. 遺体の処理と安置																	
	3. 遺体の埋火葬																	
応急11 給水	1. 飲料水の確保																	
	2. 給水活動	耐震性貯水槽による給水	■															
		あかぬえ園から給水、トイレ対策の要請																
		消防団・消防協力隊による応急給水																
その他	放射性物質検出に伴う応急給水、水の確保	■																
応急12 食料	1. 食料の確保・供給																	
	2. 炊き出し																	
	その他	職員用食料調達	■															
応急13 必需品	1. 生活必需品等の供給	物資の運搬、集積																
		市内店舗等の物流や販売状況の把握																
	2. 救護物資の受入れ	赤十字社の生活家電寄贈申請業務																

■災害応急対策業務との比較 (2/5) ■







### 4.3 地震発生時の対応に関する公共交通機関等へのアンケート調査

結果は報告書資料編 57～62 ページに記載

#### (1) アンケートの概要

市内の主要な公共交通機関、高等学校において、地震発生時の対応に関するアンケートを実施した。対象施設とアンケートの項目は以下のとおりである。

対象機関（団体）名	
1	津田沼駅 東日本旅客鉄道株式会社
2	新習志野駅 東日本旅客鉄道株式会社
3	京成津田沼駅 京成電鉄株式会社
4	谷津駅 京成電鉄株式会社
5	実籾駅 京成電鉄株式会社
6	大久保駅 京成電鉄株式会社
7	新津田沼駅 新京成電鉄株式会社
8	習志野本線料金所 ネクスコトール関東（東関東自動車道）
9	湾岸習志野料金所 ネクスコトール関東（東関東自動車道）
10	東邦大学付属東邦中学校・高等学校
11	千葉県立実籾高等学校
12	千葉県立津田沼高等学校

項目	内容
地震による被害状況について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物や設備等の物的な被害状況</li> <li>・人的な被害状況</li> <li>・ライフライン被害</li> <li>・帰宅困難者の状況</li> <li>・その他の被害</li> </ul>
対応状況について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記被害に対して、どの様な対応を行ったか</li> <li>・発災後に問題となった事項</li> <li>・今後の課題となる事項</li> </ul>
今後の対応や対策について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在検討中の対応、対策等</li> </ul>
市の防災対策に対する意見・要望	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市と連携する必要がある事項</li> <li>・市の災害対策に対する意見</li> <li>・市に協力を依頼したい事項</li> </ul>

#### (2) アンケートの結果

アンケートの結果のまとめを、次ページに示す。

○ アンケート結果のまとめ

**【被害状況について】**

- 各事業所において、施設被害、ライフライン被害が生じた。
- 計画停電により、節電ダイヤでの運行となったため、駅滞留者への情報発信などの対応が発生した。

**【震災時の帰宅困難者の状況とその対応について】**

- JR 津田沼駅でピーク時に 1,000 名弱程度、新京成電鉄新津田沼駅で 100 名程度、そのほかにも各駅において、数十名の帰宅困難者が発生した。
- 帰宅困難者は、駅職員によって、市の指定避難所・避難場所へ誘導された。

**【帰宅困難者対策の課題について】**

- 誘導時に避難所である学校の職員から、「地域住民の避難場所であって、駅や交通機関からの避難誘導は困る」と断られたケースがあった。
- 市へ求める対応として、「関係機関との通信手段の確保」、「合同訓練・意見交換会の実施」、「地域企業、学校等との連携強化」が挙げられていた。

## 4.4 震災復興市民アンケート調査

結果は報告書資料編 72～95 ページに記載

### (1) アンケートの概要

東日本大震災において多数の被災した家屋が存在する地域に住む、市内在住の20歳以上の市民3,500人に対し、郵送によるアンケートを行い、そのうちの47.0%にあたる1,646票の回答を得た。アンケートの調査項目は、以下のとおりである。

項目	内容
基本属性	性別、年齢、家族構成、居住地域、居住形態、居住歴、築年数、職業
地震における避難行動について	地震発生時の居場所、避難場所、避難所について
地震による被害状況について	「り災証明書」交付の有無、住居被害の概要、困っていること
復旧、復興について	生活再建に必要な支援策、家屋の修復や売却についての考え
災害に備えるために市が強化すべき施策について	今後の復興において重要な都市基盤施設やライフライン、市が重点的に行うべき防災活動
市民が準備すべき事項について	災害に備えて市民がとるべき行動や対策、自由意見

### (2) アンケートの結果

本アンケートは、復興検討会議において集計・分析されており、検討の基礎資料として活用した。

アンケート結果のまとめを、次ページに示す。

## ○ アンケート結果のまとめ

### 【地震による避難行動について】

- 「避難した」が 21.7%、「避難しなかった」が 67.4%であり、市内で震度 5 強の揺れを感じ、多くの液状化被害の発生、ライフライン途絶による生活困難があっても、避難行動に至らないケースが多かった。
- 避難した人を年齢別に見ると、30 歳台は 38.2%が「避難した」のに対し、60 歳台は 14.6%、70 歳台は 6.9%であり、動ける年代は積極的に避難し、お年寄りには避難に対して消極的であった。

### 【地震による被害状況について】

- 液状化の被害により、「敷地地盤が損壊した」「自宅前面の道路、敷地周辺の地盤や隣家が損壊した」が多く発生した。その他、「家屋傾斜」や「自宅と道路との段差」によって、精神的に苦痛を感じている人が多かった。

### 【復旧、復興について】

- 生活再建に重要だと考える支援策として、「被災した家屋の修復、宅地の地盤改良に対する経済的支援」が最も多く、次いで「一定期間の税金の減免と徴収猶予」であった。

### 【災害に備えるための市が強化すべき施策について】

- ライフラインや都市基盤施設といった、供給系ライフラインの耐震強化・液状化対策に関する要望が多かった。

### 【市民が準備すべき事項について】

- 市民の多くが、「防災用品および災害時飲食物資の自主備蓄」を講じるべき対策だと答えており、次いで「避難情報の地域組織内での伝達体制の確立」であった。
- 自由記述欄において、「液状化発生箇所の整備」や「被災地域の地盤改良」を市に求める意見が多く見受けられた。
- 地震発生時における、市からの迅速な情報提供を求める意見も多かった。

## 4.5 自主防災組織の活動及び地区対策本部に関するアンケート調査

結果は報告書資料編 102～110 ページに記載

### (1) アンケートの概要

災害対応で重要な役割を担う地域における活動の実態やその課題を把握するため、地区対策本部運営の中心を担う自主防災組織の代表者及び連合町会の長向けに、地震発生時の対応等についてアンケート調査を実施し、集計結果の検証を行った。アンケートの対象は、自主防災組織 175、連合町会 13（16 連合町会のうち 3 つは自主防災組織と重複）の計 188 であり、そのうちの 77.1%にあたる 145 票の回答を得た。アンケートの調査項目は、以下のとおりである。

項目	内容
地区対策本部の対応について	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区対策本部の設置状況</li><li>・地区対策本部の組織活動</li><li>・地区対策本部の設置場所</li></ul>
自主防災組織の対応について	<ul style="list-style-type: none"><li>・地震発生時の自主防災組織の対応</li><li>・自主防災組織の参集状況</li></ul>
地震発生時の情報収集について	<ul style="list-style-type: none"><li>・防災行政無線戸別受信機</li><li>・メールサービス</li></ul>
現在の自主防災組織について	<ul style="list-style-type: none"><li>・組織の構成</li><li>・自主防災組織の近年の活動</li></ul>
防災訓練について	<ul style="list-style-type: none"><li>・防災訓練の実施状況</li><li>・防災訓練の内容</li><li>・防災訓練実施時の他組織との連携</li><li>・防災訓練を計画・実施する際の問題点</li></ul>
防災資機材について	<ul style="list-style-type: none"><li>・自主防災組織で保有している防災資機材</li></ul>
災害対応について	<ul style="list-style-type: none"><li>・災害時対応マニュアルの作成状況</li><li>・地域の防災活動の問題点</li><li>・市の防災体制に対する意見</li></ul>

### (2) アンケートの結果

アンケート項目のうち、「地区対策本部の対応」、「自主防災組織の対応」、「自主防災組織の防災訓練」に関係する項目について、結果を次ページ以降に示す。

## ◀ 地区対策本部の設置について ▶

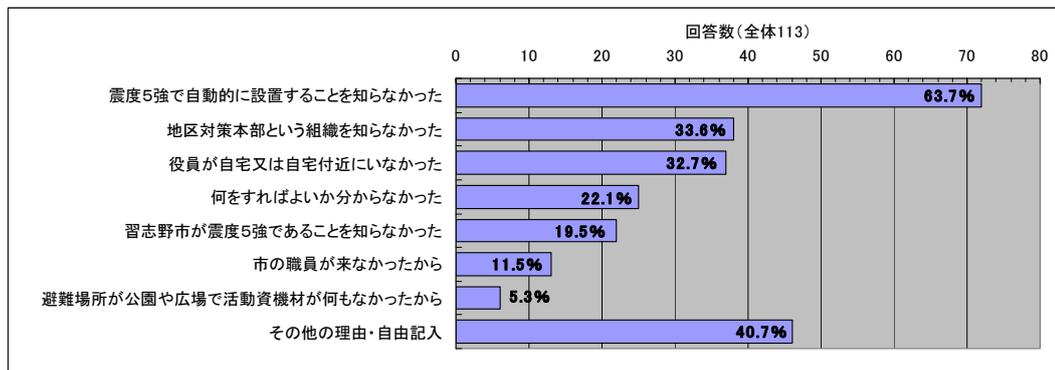
今回の震災時には、ほとんどの自治会等で地区対策本部が設置できなかった。アンケートの結果（自由記入欄を含む）より、設置できなかった理由を検証した。

### ・ 地区対策本部の設置率

21	15.7%	地区対策本部が設置できた
113	84.3%	地区対策本部が設置できなかった

### ・ 本部を設置できなかった理由（複数回答の結果）

72	63.7%	震度5強で自動的に設置することを知らなかった
38	33.6%	地区対策本部という組織を知らなかった
37	32.7%	役員が自宅又は自宅付近にいなかった
25	22.1%	何をすればよいか分からなかった
22	19.5%	習志野市が震度5強であることを知らなかった
13	11.5%	市の職員が来なかったから
6	5.3%	避難場所が公園や広場で活動資機材が何もなかったから
46	40.7%	その他（自由記入）



### ※上記質問の「その他（自由記入）」での主な意見

- 市からの指示がなかったために設置しなかった
- 今までに設置した経験がなく、訓練等も行われなかったため、設置できなかった
- 被害状況を一通り見て廻り、被害僅少を確認したため本部を設置しなかった

### 【地区対策本部の設置について】

- 東日本大震災時に地区対策本部が設置できた例は少なく、ほとんどの地域で設置することができなかった。

#### ◀設置できなかった主な理由▶

- 「震度5強で設置」することを知らなかった人が多数を占め、また地区対策本部の組織自体を知らなかった人も多かった。
- これまで設置した経験がなく、訓練等も行われなかったため、何をすればよいか分からなかった人もいた。
- 役員が不在で、組織的な対応が取れなかった自治会があった。
- 市からの指示がなかったために設置しなかったケースもあった。
- 被害状況を確認した結果、被害が小さかったため本部設置まで至らなかったという意見もあった。

◀ 地区対策本部の活動について ▶

地区対策本部を設置できた 21 の自治会等について、住民の避難状況や震災時の活動状況を検証した。

・ 対策本部リーダーの選出状況

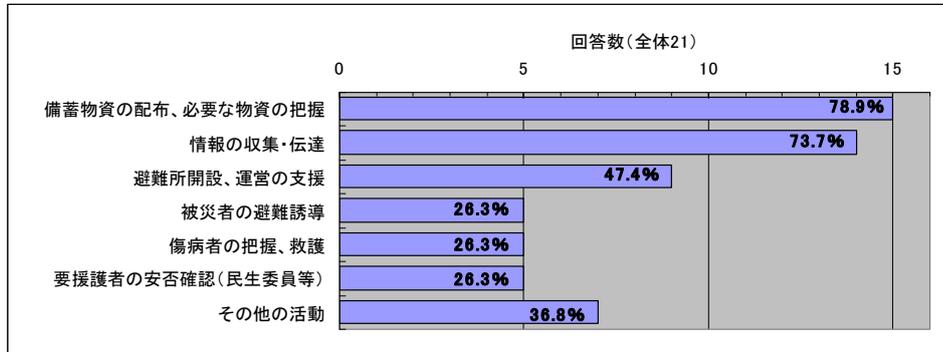
15	71.4%	リーダーを選出できた
6	28.6%	リーダーを選出できなかった

・ 住民の避難状況

避難者が発生した本部	避難者の延べ人数
5 本部	482 人

・ 地区対策本部組織の活動（複数回答の結果）

15	79%	備蓄物資の配布、必要な物資の把握
14	74%	情報の収集・伝達
9	47%	避難所開設、運営の支援
5	26%	被災者の避難誘導
5	26%	傷病者の把握、救護
5	26%	要援護者の安否確認（民生委員等）
7	37%	その他の活動（自由記入）



※上記質問の「その他の活動（自由記入）」での主な回答

- 自治会内道路、電柱、屋根、ブロック等についての、被害確認
- 給水・配水の支援、苦情対応

**【地区対策本部の活動について】**

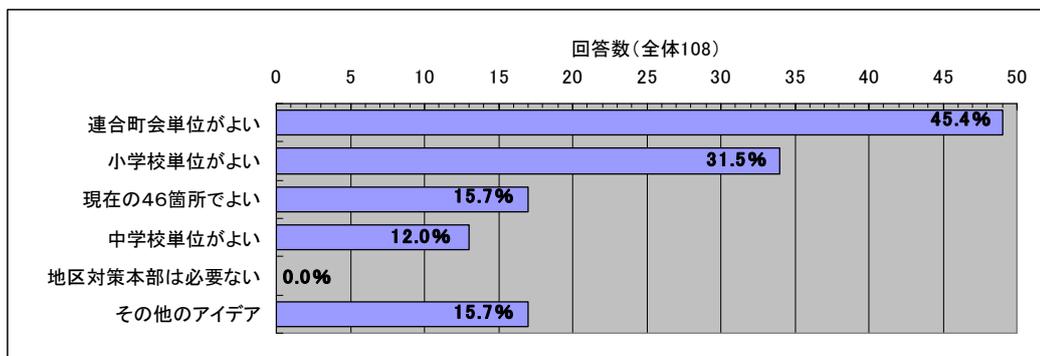
- 15 の自治会等がリーダーを定め、組織的な対応を行った。
- 当日に地区対策本部が設置できた 14 地区対策本部のうち、5 本部で避難者が発生し、延べ 482 名であった。
- 地区対策本部での活動として、「備蓄物資の配布、必要な物資の把握」「情報の収集・伝達」が主に行われた。
- 翌日に開設した本部では「傷病者の把握、救護」の対応も行われた。

◀ 地区対策本部の場所について ▶

地区対策本部の設置場所に対する自治会等の意見について、アンケート結果の検証を行った。また、「その他のアイデア」については、意見の種類ごとに分類した。

・地区対策本部の場所について

49	45.4%	連合町会単位に学校や公民館などの拠点に設置して合同で活動することがよい
34	31.5%	避難所となっている小学校単位に設置して合同で活動することがよい
17	15.7%	現在の46箇所がよい
13	12.0%	避難所となっている中学校単位に設置して合同で活動することがよい
0	0.0%	地区対策本部は必要ない
17	15.7%	その他のアイデア（自由記入）



※上記質問の「その他のアイデア（自由記入）」について

11	64.7%	設置場所の見直し
3	17.6%	設置場所の市民への周知・徹底
2	11.8%	連絡連携体制の確立
2	11.8%	地区対策本部の体制見直し

**【地区対策本部の設置場所について】**

- 「連合町会単位に、学校や公民館などの拠点に設置して合同で活動することがよい」が最多数の意見であった。
- 「避難所となっている小学校単位に設置して合同で活動することがよい」が次に多い意見であり「現在のままでよい」や、数を減らした「中学校単位がよい」は少数意見であった。
- 「地区対策本部は必要ない」という意見はあがらなかった。

《 地震時の自主防災組織の対応について 》

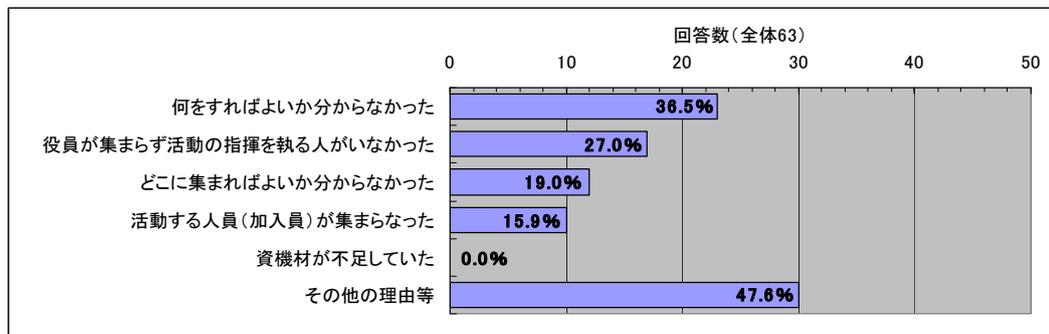
震災時の自主防災組織の活動状況について、アンケートの結果から検証を行った。

・震災時の自主防災組織の活動

50	44.2%	自主防災組織の活動が行えた
63	55.8%	自主防災組織の活動が行えなかった

・活動が行えなかった理由（複数回答の結果）

23	36.5%	何をすればよいか分からなかった
17	27.0%	役員が集まらず活動の指揮を執る人がいなかった
12	19.0%	どこに集まればよいか分からなかった
10	15.9%	活動する人員（加入員）が集まらなかった
0	0.0%	資機材が不足していた
30	47.6%	その他の理由等（自由記入）



※上記質問の「その他の理由（自由記入）」での主な回答

- 組織はあるが、役員が不在で機能しなかった
- 組織で活動するほどの被害規模ではなかった

・災害時対応マニュアルの作成状況等

30	23.1%	災害時対応マニュアルを作成している
100	76.9%	災害時対応マニュアルを作成していない

**【自主防災組織の活動状況について】**

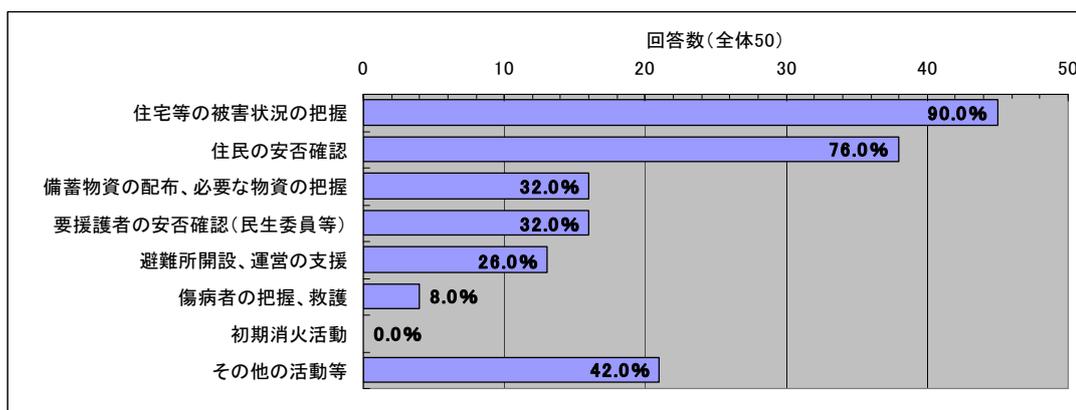
- 震災時に、実際に活動ができた自主防災組織は 44.2%であり、活動が行えなかった組織が過半数であった。

《活動できなかった理由》

- いざというときに「何をすればよいか分からなかった」人が多かった。
- 「役員が集まらず活動の指揮をとる人がいなかった」ケースも多かった。
- また、「組織で活動するほどの被害規模ではなかった」と判断した人も多かった。
- 災害時対応マニュアルを作成している組織が少なかった。

・震災時の活動内容について（複数回答の結果）

45	90.0%	住宅等の被害状況の把握
38	76.0%	住民の安否確認
16	32.0%	備蓄物資の配布、必要な物資の把握
16	32.0%	要援護者の安否確認（民生委員等）
13	26.0%	避難所開設、運営の支援
4	8.0%	傷病者の把握、救護
0	0.0%	初期消火活動
21	42.0%	その他の活動等（自由記入）



- ※上記質問の「その他の活動等（自由記入）」での主な回答
- 危険箇所の把握、倒壊した塀・門柱の撤去
  - 泥砂除去などの対応

**【自主防災組織の活動内容について】**

- 震災時の自主防災組織の活動は、「住宅等の被害状況の把握」が圧倒的多数であり、次点に「住民の安否確認」であった。
- 「要援護者の安否確認」についても、民生委員と共同で行われた。
- 液状化現象の発生に伴うライフライン寸断により、「備蓄物資の配布、必要な物資の把握」や「避難所開設、運営の支援」等の、当面の生活を支援する活動が行われた。

## ◀ 自主防災組織の防災訓練について ▶

自主防災組織で行われてきた防災訓練の状況について、アンケート結果より検証を行った。

### ・ 防災訓練時の他組織との連携状況（複数回答の結果）

60	31.9%	町会や自治会
22	11.7%	消防団
7	3.7%	他の自主防災組織
5	2.7%	学校
6	3.2%	福祉団体
1	0.5%	病院
0	0.0%	民間企業
22	11.7%	その他の団体（自由記入）

### ・ 行っている訓練の内容（複数回答の結果）

91	48.4%	会場型訓練（消火訓練、救護訓練、避難誘導訓練、炊き出し訓練）
15	8.0%	防災タウンウォッチング（地域を歩き危険箇所や避難場所等の把握を行う訓練）
8	4.3%	地区対策本部設置訓練（地区対策本部の運営を想定した訓練）
6	3.2%	シナリオのない訓練（発災時を想定した不測の事態に備える訓練）
6	3.2%	災害図上訓練（地図を囲み災害時の対策等を図上で考える訓練）
0	0.0%	夜間訓練（夜間に発生した場合に備える訓練）
12	6.4%	その他（自由記入）

### ・ 防災訓練を計画・実施する際の問題点（複数回答の結果）

50	26.6%	訓練計画の作成や実施についてのノウハウが不足している
41	21.8%	実効性・有効性のある訓練内容が企画できない
34	18.1%	訓練当日に参加者が集まらない
33	17.6%	訓練計画の作成や実施に協力してくれるスタッフが不足している
13	6.9%	訓練実施のための費用が少ない
18	9.6%	その他（自由記入）

※上記質問の「その他（自由記入）」での主な回答

- 地区対策本部が設置される学校との連携訓練を実現したい
- 防災計画ではアクションが良く分からない

### 【自主防災組織の防災訓練について】

- 「町会や自治会」「消防団」と連携して行う訓練が多いが、それ以外の組織と連携して行うケースは少なかった。
- 会場型訓練が最も多く、また一部でタウンウォッチングも行われていた。
- 防災訓練を計画・遂行するにあたっては、「訓練計画の作成や実施についてのノウハウが不足している」「実効性・有効性のある訓練内容が企画できない」といった、訓練の企画力・遂行力が問題となっている。
- 「訓練計画の作成や実施に協力してくれるスタッフが不足している」「訓練当日に参加者が集まらない」といったスタッフ不足、参加者不足は次の問題となっている。

## 4.6 地震発生時の対策等に関する市民アンケート調査

結果は報告書資料編 114～124 ページに記載

### (1) アンケートの概要

地震発生時の対策等についてのアンケートを市の広報紙（約 66,000 部発行）を通じて実施し、945 票の回答を得た。アンケートの調査項目は、以下の通りである。

項目	内容
基本属性	・性別、年齢 ・居住地域
地震による被害状況について	・自宅の被害状況
地震に対する備えについて	・日頃から行っている地震対策 ・避難場所、避難所の認知状況 ・自主防災組織への加入状況 ・メールサービスへの登録状況 ・地震発生時に特に心配なこと
市の防災対策に望むことについて	・市の防災対策に望むこと（自由意見）

### (2) アンケートの結果

アンケート結果のまとめを、次ページに示す。

アンケート項目のうち、「市民の地震に対する備え」と「市の防災対策に望むこと」に関する項目について、結果を 50 ページ以降に示す。特に、「市の防災対策に望むこと」については、自由記入欄の回答内容について分析を行った。

○ アンケート結果のまとめ

**【自主防災組織への加入状況】**

- 自主防災組織へは、「加入している」24.1%、「加入していない」75.9%であった。
- 「加入していない」のうち、6割以上が自主防災組織の存在を知らず、また加入方法が分からずに「加入していない」ケースもあった。

**【地震発生時に特に心配なこと】**

- 「ライフライン（電気・ガス・水道・下水道）の不通」を心配する意見が最も多く、次いで「住宅の耐震」であった。
- 「通信網（電話など）の不通」、「家族の安否確認方法」、「水や食料などの確保」についても、多く見受けられた。

**【市の防災対策に望むこと】（自由意見）**

- 「市からの情報発信」に関する要望が多く見受けられた。

≪災害予防に関すること≫

- 「通信施設（防災無線等）の整備」が最も多く、次いで「防災教育・防災広報」、「避難場所の適正配置」であった。
- 「津波対策」や「建築物の不燃化、耐震化等」に対しても、多くの意見があった。
- 「避難場所の適正配置」については、「耐震性」、「津波に対する安全性」、「液状化に対する安全性」とさまざまな意見があがった。
- また、防災の拠点として、市役所庁舎の建替え・耐震化を求める声も多かった。
- 「津波対策」については、津波発生時の避難に関すること、津波ハザードマップの配布等の津波対策の周知についてが多かった。
- 「避難場所の整備」では、特に簡易トイレの備蓄を求める意見が多かった。

≪応急対策に関すること≫

- 「市からの情報提供」に関する意見が最も多く、次いで「情報通信手段の確保」であった。
- 「避難誘導」「避難所等の開設と運営」では、「市職員が不在だったため、避難所開設がスムーズに出来なかった」とあり、また小学校の校門前で市職員が避難所にいないと断られたケースもあった。

《 地震に対する備えについて 》

地震に対する備えに関する住民の意見について、アンケート結果より検証を行った。

・自主防災組織への加入状況

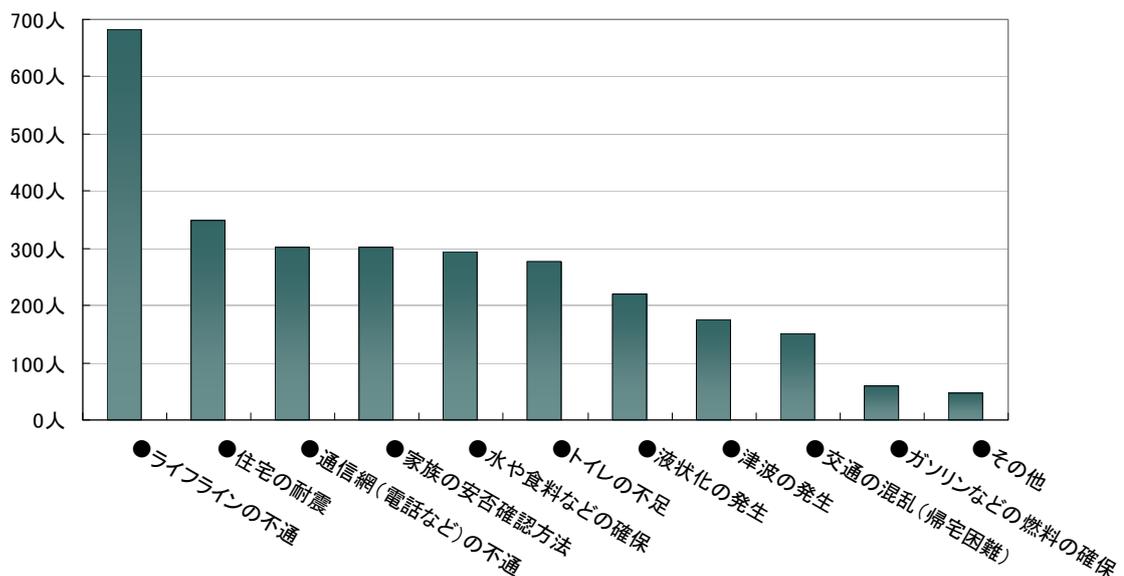
438人	48.0%	自主防災組織を知らない
220人	24.1%	自主防災組織に加入している
68人	7.5%	加入したいが、加入方法がわからない
36人	3.9%	加入したいが、地域に組織がない
151人	16.5%	その他、加入していない（自由記入）

※上記質問の「その他、加入していない（自由記入）」の回答として、「高齢のため」という意見が一番多かった。その他に、「時間が無いため」、「体が不自由なため」、「家族の介護のため」などが挙げられた。

・地震発生時に特に心配なこと（複数回答の結果）

683人	23.8%	ライフライン（電気・ガス・水道・下水道）の不通
349人	12.2%	住宅の耐震
303人	10.6%	通信網（電話など）の不通
303人	10.6%	家族の安否確認方法
294人	10.3%	水や食料などの確保
277人	9.7%	トイレの不足
221人	7.7%	液状化の発生
176人	6.1%	津波の発生
151人	5.3%	鉄道や道路などの交通の混乱（帰宅困難）
60人	2.1%	ガソリンなどの燃料の確保
47人	1.6%	その他（自由記入）

※上記質問の「その他（自由記入）」での回答として、「火災に関すること」、「避難所に関すること」「がけ、地盤に関すること」などが挙げられた。



《自由意見の集計 ―市の防災対策に望むこと― 》

【質問 10】の市の防災対策について望むことに対する自由意見について、意見の中からキーワードをピックアップし、分析を行った。意見の分類は、地域防災計画の「災害予防計画」と「災害応急対策計画」のそれぞれの項目に応じて行った。



市民からの意見の一つ一つに対し、キーワードを抽出した

■ 自由意見の集計作業の流れ(1/2) ■

## アンケート結果

### ◆ 抽出したキーワード(抜粋)

キーワード
「緊急情報サービス」の「災害」「火災」分割
「緊急情報サービスならし」への登録推進
3.11震災の教訓を考える勉強会の実施
3.11震災時の災害対策本部の検証
3.11震災時の情報提供の検証
CATV等を利用した情報提供の充実
PC・携帯電話によらない伝達手法の検討
U字溝の雨水の流れ点検
アルミ毛布、備蓄米(温かい)の備蓄
アンケートの送付方法の簡略化
アンケート調査結果の公表
けが人・病人への対応
サイレンによる警告
サイレンによる避難指示
サイレンの活用
市の防災対策について(意見なし)
ソーラー照明灯の設置
トイレの耐震化
トイレ対策
ハザードマップによる地震危険周知
ハザードマップの配布
パニックにならない広報方法の検討
ペットの避難対策
ペットの避難対策の推進
ペットの保護(猫)
ヘルメット支給
ボランティアの防災訓練
マンションの耐震診断、対策
マンション居住者の防災対策
マンホールを利用した非常用トイレ
メールサービスでの情報提供の強化
メールサービスについての広報・周知・啓発
メールサービスの登録方法の周知徹底
メールサービスの不通対策

現行の計画上に定めのある内容  
と照合し、対応をとった



## 現行の計画上に定めのある内容

### ◆ 災害予防計画(抜粋)

2章 災害予防計画
1節 市・市民・事業所の防災活動推進計画
1 防災組織の整備
2 自主防災組織の育成・強化
3 事業所防災体制の強化
4 防災訓練の充実
5 防災広報の充実
2節 都市防災計画
1 出火防止
2 初期消火
3 建築物の不燃化
4 建築物等の耐震化
5 防災空間の整備・拡大
6 市街地の整備
3節 地盤災害予防計画
1 防災地区の指定
2 急傾斜地対策
3 液状化対策
4 地盤沈下防止

## 現行の計画上に定めのある内容

### ◆ 災害応急対策計画(抜粋)

3章 災害応急対策計画
1節 防災組織計画
1 配備基準
2 職員の動員
3 災害対策本部設置前の体制
4 災害対策本部
5 地区対策本部
6 災害救助法の適用等
2節 情報収集伝達計画
1 情報通信手段の確保
2 地震情報等の収集伝達
3 災害情報の収集
4 被害報告
3節 災害広報計画
1 災害広報
2 報道機関への対応
3 市民相談

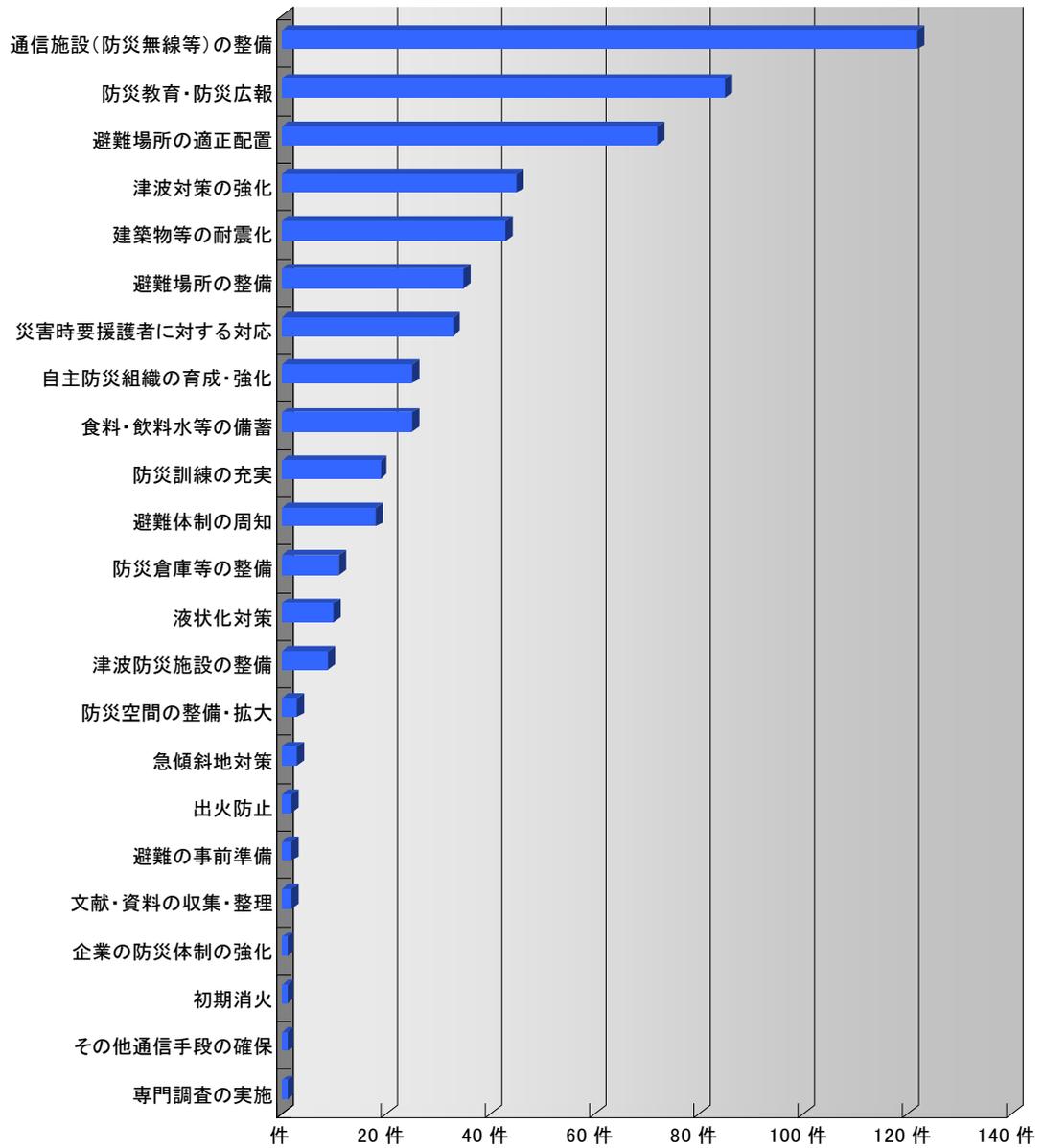
- ・抽出したキーワードと「地域防災計画 震災編」の項目と対応をとった。
- ・「地域防災計画 震災編」のどの項目に対してニーズがあったかを検証した。

## 自由意見の集計作業の流れ(2/2)

【分析の結果】

・市の防災対策に望むこと（災害予防計画に関する項目）

項目	件数	割合
(1) 通信施設（防災無線等）の整備	122 件	21.5%
(2) 防災教育・防災広報	85 件	15.0%
(3) 避難場所の適正配置	72 件	12.7%
(4) 津波対策の強化	45 件	7.9%
(5) 建築物等の耐震化	43 件	7.6%
(6) 避難場所の整備	35 件	6.2%
(7) 災害時要援護者に対する対応	33 件	5.8%
(8) 自主防災組織の育成・強化	25 件	4.4%
(9) 食料・飲料水等の備蓄	25 件	4.4%
(10) 防災訓練の充実	19 件	3.3%
(11) 避難体制の周知	18 件	3.2%
(12) 防災倉庫等の整備	11 件	1.9%
(13) 液状化対策	10 件	1.8%
(14) 津波防災施設の整備	9 件	1.6%
(15) 防災空間の整備・拡大	3 件	0.5%
(16) 急傾斜地対策	3 件	0.5%
(17) 出火防止	2 件	0.4%
(18) 避難の事前準備	2 件	0.4%
(19) 文献・資料の収集・整理	2 件	0.4%
(20) 企業の防災体制の強化	1 件	0.2%
(21) 初期消火	1 件	0.2%
(22) その他通信手段の確保	1 件	0.2%
(23) 専門調査の実施	1 件	0.2%
合 計	568 件	100%

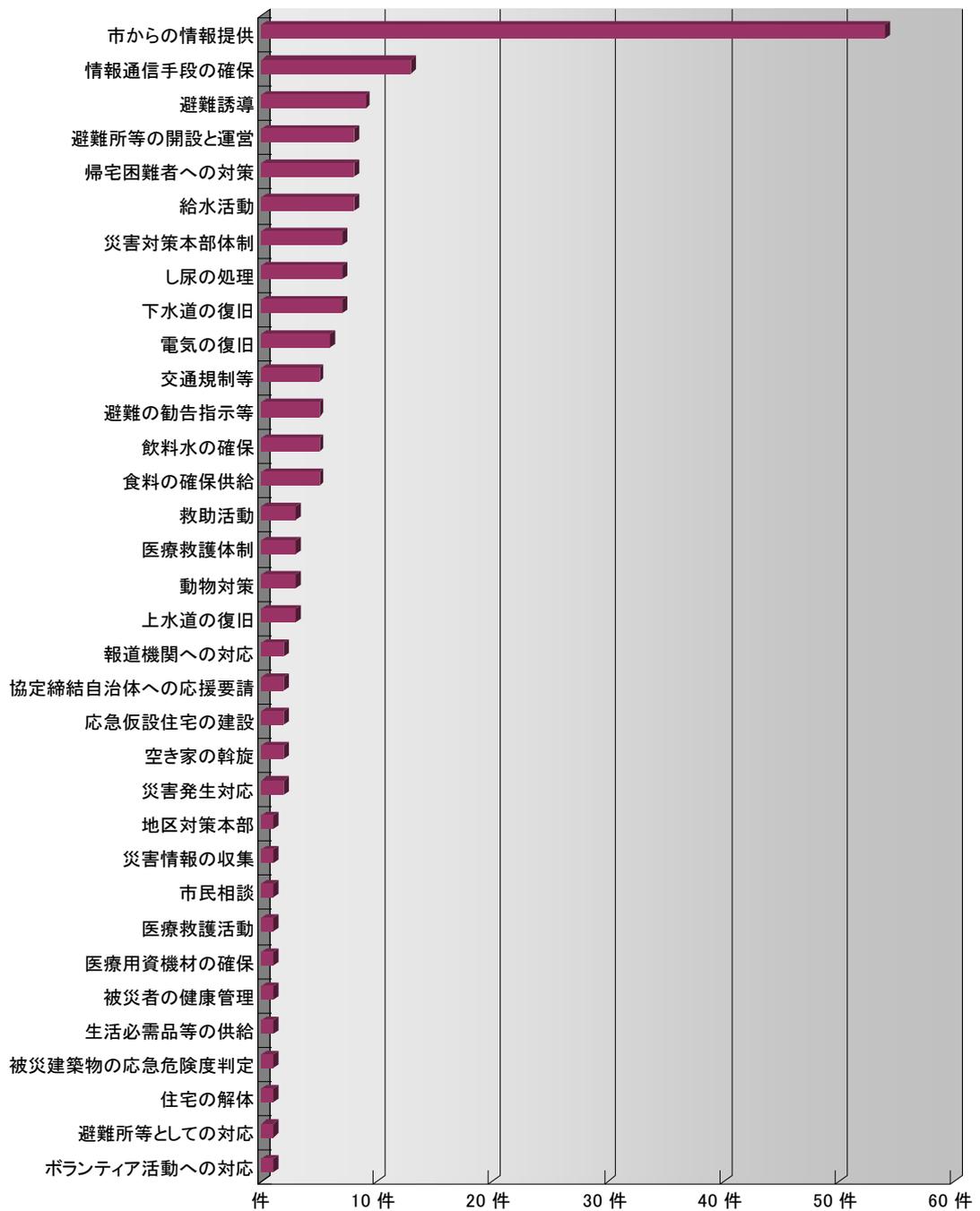


■ 市の防災対策に望むこと（災害予防計画に関する項目） ■

【分析の結果】

・市の防災対策に望むこと（災害応急対策計画に関する項目）

項目	件数	割合
(1) 市からの情報提供	54 件	30.0%
(2) 情報通信手段の確保	13 件	7.2%
(3) 避難誘導	9 件	5.0%
(4) 避難所等の開設と運営	8 件	4.4%
(5) 帰宅困難者への対策	8 件	4.4%
(6) 給水活動	8 件	4.4%
(7) 災害対策本部体制	7 件	3.9%
(8) し尿の処理	7 件	3.9%
(9) 下水道の復旧	7 件	3.9%
(10) 電気の復旧	6 件	3.3%
(11) 交通規制等	5 件	2.8%
(12) 避難の勧告指示等	5 件	2.8%
(13) 飲料水の確保	5 件	2.8%
(14) 食料の確保供給	5 件	2.8%
(15) 救助活動	3 件	1.7%
(16) 医療救護体制	3 件	1.7%
(17) 動物対策	3 件	1.7%
(18) 上水道の復旧	3 件	1.7%
(19) 報道機関への対応	2 件	1.1%
(20) 協定締結自治体への応援要請	2 件	1.1%
(21) 応急仮設住宅の建設	2 件	1.1%
(22) 空き家の斡旋	2 件	1.1%
(23) 災害発生対応	2 件	1.1%
(24) 地区対策本部	1 件	0.6%
(25) 災害情報の収集	1 件	0.6%
(26) 市民相談	1 件	0.6%
(27) 医療救護活動	1 件	0.6%
(28) 医療用資機材の確保	1 件	0.6%
(29) 被災者の健康管理	1 件	0.6%
(30) 生活必需品等の供給	1 件	0.6%
(31) 被災建築物の応急危険度判定	1 件	0.6%
(32) 住宅の解体	1 件	0.6%
(33) 避難所等としての対応	1 件	0.6%
(34) ボランティア活動への対応	1 件	0.6%
合 計	180 件	100%



■ 市の防災対策に望むこと（災害応急対策計画に関する項目） ■

## 第 5 章 防災対策の見直しに向けて

これまで述べたように、今回の震災では、様々な対応上の課題が生じた。このため、今後の防災対策の見直しにあたり、これらの課題解決を考慮する必要がある。

そこで、本章では、今回の震災で浮き彫りになった対応上の課題を整理するとともに、その解決の方向性を検討した。

### 5.1 震災対応上の課題

これまでのアンケート結果をふまえ、今回の震災対応上の課題を抽出し、課題の種類ごとに整理した。整理した結果を、表-5.1.1 に示す。

表-5.1.1 アンケートから抽出された対応上の課題

<p>《市内体制に関する課題》</p>	
業務分担の周知不足による業務量の偏りの発生	事務分掌の周知が徹底されていなかったため、業務の役割を各部署で判断できず、業務がスムーズに行えなかった。また多くの業務を主に防災部門が対応し、業務量に偏りが生じた。
事務分掌に記載されていない業務への対応が発生	事務分掌に明記されていない業務（「計画停電対応」や「放射性物質対応」など）が発生し、各部署で本来行うべき業務への十分な対応ができなかった。
災害対策本部事務局への作業の集中	災害対策本部事務局が、各部署への作業指示や、市民からの問合せ等に追われたため、本来事務局が果たすべき役割が満足にできなかった。
人員不足の発生	応急危険度判定等の現場対応に人が割かれ、また、それを補う人員の調整も十分に行われなかったため、担当する他の業務を行う人員が不足した。
<p>《地区対策本部に関する課題》</p>	
地区対策本部への参集が十分に行われなかった	市が定めた地区対策本部への直行職員は、所属部門の災害対応を優先したケースが多く、地区対策本部へ参集した職員はわずかであった。その結果、地区対策本部としての活動が十分に行われなかった。
地区対策本部活動の市民組織への周知不足	地区対策本部設置の基準や、市職員・市民・市民組織のそれぞれの役割についての周知が徹底されていなかったため、ほとんどの地区で地区対策本部を設置することができなかった。
<p>《避難に関する課題》</p>	
避難場所・避難所での対応の不備	市職員が不在だったため、避難所の開設や運営がスムーズに行われなかった場所があった。市職員がいないという理由で、避難者の受け入れを学校側から拒否されたケースも生じた。
<p>《帰宅困難者に関する課題》</p>	
帰宅困難者の避難誘導の不備	市内の主要な交通施設等において、帰宅困難者が大量に発生したが、避難所である学校の職員から、「駅や交通機関からの帰宅困難者の避難誘導は困る」と断られたケースが生じた。
<p>《市民・市民組織の活動に関する課題》</p>	
自主防災組織の加入率が低い	自主防災組織そのものの認知度が低く、また加入方法等について市民に十分に周知されていなかったため、自主防災組織への加入率が低かった。
市と市民の役割について周知不徹底	市と市民の役割が不明確であり、いざというときに「何をすれば良いか」について、市民への周知が不十分であった。そのため、自主的に活動できた組織は少なかった。
<p>《市民への情報発信に関する課題》</p>	
市民への情報発信が不十分	地震後の市民への情報発信が効果的に行われず、市民に不安を与えた。また、市が行った広報車や防災行政用無線での広報は、市民にほとんど聞こえておらず、改善を求める声が多かった。

## 5.2 課題解決の方針

### (1) 庁内体制の強化

- ① 初動体制の強化
- ② 災害対策本部事務局機能の強化
- ③ 各部署の任務分担についての周知・徹底
- ④ 職員初動マニュアルの再検証
- ⑤ 災害対応に関する訓練・研修の実施

#### ① 初動体制の強化

大規模災害発生時には、発災直後の初動対応の遅れが被害拡大の大きな要因となるため、初動対応が重要である。庁内各部へのアンケートの結果から、発災後にとるべき行動がわからないことが初動対応の遅れにつながったことがわかった。今後、的確な初動対応を行えるような体制の整備が必要である。

#### ② 災害対策本部事務局機能の強化

災害対策本部事務局である安全対策課、まちづくり推進課、すぐきく課（旧生活安全室）においては、災害対策本部の運営や被害情報の収集・集約・連絡・報告など、災害対策上の重要な役割を担う。しかし、今回の震災時の対応においては、災害対策本部事務局が各部への作業指示や市民からの問合せ等に追われ、本来の事務局としての役割を十分には果たしきれなかったことがわかった。今後は、本部事務局が果たすべき役割の明確化を図るとともに、ハードとソフトの両面から機能の強化が求められる。

#### ③ 各部署の任務分担についての周知・徹底

庁内各部署において、災害時の業務分担の周知不徹底により、あらかじめ定められていたはずの分担がされず、また、今回の震災で新たに発生した業務への対応が生じたことで、各所で人員不足が発生した。今回の震災で新たに発生した業務を考慮した上で業務分担の見直しや、業務分担を各部職員へ周知・徹底する必要がある。

#### ④ 職員初動マニュアルの再検証

習志野市では、災害初動期の対応をスムーズに行うため、災害時の初動対応をまとめた「職員初動マニュアル」を作成しているが、今回の震災時の対応をふまえ再検証し、実効性のあるマニュアルに修正を行う必要があると考える。

## ⑤ 災害対応に関する訓練・研修の実施

計画やマニュアル上で定められている行動が計画どおりに実行できなかったため、平常時からマニュアルを活用した防災訓練や研修を実施するなど、庁内で定期的に周知・徹底を図り、防災意識の向上を図ることが重要である。

## (2) 地区対策本部体制の強化・見直し

### ① 地区対策本部体制の見直し（設置場所・地区対策本部員の配置の検討）

### ② 地区対策本部の設置基準・初動体制のマニュアル化

#### ① 地区対策本部体制の見直し（設置場所・地区対策本部員の配置の検討）

習志野市地域防災計画では、習志野市に震度 5 強以上の地震が発生した場合は、自動的に 46 箇所の指定避難場所に地区対策本部が設置され、自主防災組織が中心となって情報の収集、避難支援、医療救護、備蓄物資等の配布を行うこととしている。また、市があらかじめ指定した職員が、各地区対策本部へ 3 名ずつ直行し、災害対策本部への情報提供をすることとしている。しかし、アンケート結果では「地区対策本部に市職員がほとんど参集できなかった」「大半の地区対策本部で活動ができなかった」という回答が見られ、震災時に地区対策本部が十分に機能したとは言えない状況であった。

今回の震災が勤務時間中に起こったため、自分の所属する担当部署での災害対応で手いっぱいとなり、地区対策本部に参集できなかったケースが多々あった。したがって、地区対策本部員を、担当部署・担当業務等を考慮した上で配置するなどの再検討が必要と考えられる。さらに、現在 46 箇所ある地区対策本部の数についても、より現実的な数まで減らし、その役割を明確にすることが必要である。

#### ② 地区対策本部の設置基準・初動体制のマニュアル化

市民組織や、市職員に、地区対策本部の設置に対する周知・徹底がされていなかったことが課題として挙げられる。今後、地区対策本部の設置基準や、初動体制などをマニュアル化し、市民組織や市職員に周知・徹底する必要がある。さらに、マニュアルを使用した訓練を実施することで、本部設置のノウハウを学べると同時に、自主防災組織の活動状況を広く市民に周知することができ、効果的である。

## (3) 避難場所・避難所の設置運営

### ① 避難所開設・運営マニュアルの作成、市民組織への周知

### ② 災害種別を考慮した避難場所・避難所の検討

### ③ 避難場所・避難所の生活環境改善対策の推進

### ① 避難所開設・運営マニュアルの作成、市民組織への周知

今回の震災では、12箇所の避難所に約3,000人が避難し、自主防災組織、教職員、市職員が開設・運営にあたった。しかし、「市職員が不在だったため、避難所開設がスムーズに出来なかった」「市職員がいないため、小学校側に断られた」というアンケートの回答があったことから、避難所の開設がスムーズに実施できたとは言えない状況であった。

今後は、避難所の開設・運営をマニュアル化し、市民組織に配布・周知することにより、市職員不在時にも迅速に行動できる体制を構築する必要がある。

### ② 災害種別を考慮した避難場所・避難所の検討

アンケート結果から、市民は避難場所・避難所の「耐震性」、「津波に対する安全性」及び「液状化に対する安全性」について心配する意見が多く見受けられた。現在指定している避難場所・避難所についても、その安全性ならびに収容力を再検証した上で、災害の種類に応じた適切な指定避難場所を設定することも必要であるが、災害種別により指定避難場所を変更することは、市民に混乱が生じるというデメリットもあるため、十分な検討が必要である。

### ③ 避難場所・避難所の生活環境改善対策の推進

市民へのアンケートでは、「避難場所・避難所の整備」や「備蓄品の充実」を求める回答があったことから、避難場所・避難所の生活環境対策を推進する必要がある。備蓄にあたっては、災害時要援護者や女性に配慮した避難環境の整備が望ましい。

## (4) **帰宅困難者、駅前滞留者対策の推進**

- ① **帰宅困難者の受け入れ場所の確保、避難場所・避難所での対応の周知・徹底**
- ② **交通事業者等との連携強化、災害時の役割等についての事前協議**

### ① 帰宅困難者の受け入れ場所の確保、避難場所・避難所での対応の周知・徹底

今回の震災では、JR津田沼駅でピーク時に1,000名弱程度、新京成電鉄新津田沼駅で100名程度、そのほか各駅において、多数の帰宅困難者が発生した。また、近い将来発生するおそれが高いとされる東京湾北部地震においては、さらに多くの帰宅困難者が発生すると見込まれている。

習志野市地域防災計画では、帰宅困難者について、「最寄りの避難所等で必要な支援を行う」としている。しかし、今回の震災では、避難誘導時に、避難所である学校の職員から、「地域住民の避難場所であり、交通機関からの避難誘導は困る」と断られたケースが発生しており、避難所となっている教育関係機関等に対する周知が不十分で

あったことがわかった。今後は、帰宅困難者向けの避難場所を確保すると同時に、避難場所・避難所での対応について周知・徹底する必要がある。

## ② 交通事業者等との連携強化、災害時の役割等についての事前協議

帰宅困難者の対応にあたっては、交通事業者等との連携が重要となるため、「公共交通機関」「駅周辺事業所」「避難場所（教育関係機関等）」「市」の対応や役割について、事前に協議する必要がある。

## （５）津波対策の強化・推進

### ① 津波についての防災教育の推進、津波避難ビル等の指定

#### ① 津波についての防災教育の推進、津波避難ビル等の指定

今回の震災では、津波によって千葉県内でも多くの被害が発生した。習志野市においては、津波による被害は発生しなかったものの、海に面しており、海拔も低いため、津波対策を推進する必要がある。

津波被害を回避するためには、避難に対する「自助」意識の向上が必要不可欠である。そのため、津波に対する正しい知識を習得するための防災教育や、避難場所の確保と周知・徹底を推進する必要がある。

「避難場所の確保」に対する対応策の一つとして、堅固な中・高層建物を一時的な避難のための施設として利用する、いわゆる津波避難ビルの指定がある。習志野市においても、必要と思われる地域において指定を進めると同時に、市民に普及していく必要がある。

## （６）液状化被災地の復旧・復興と、今後の予防対策の推進

### ① ライフライン施設の耐震化・液状化対策の推進

### ② 継続した被災者生活再建支援、支援策の住民への広報・周知

#### ① ライフライン施設の耐震化・液状化対策の推進

習志野市においては、液状化現象により、家屋やライフライン施設（特に下水道管）に被害が多数発生し、市民生活に大きな影響を与えた。

今後、地盤の改良や施設の耐震化・液状化対策を進め、地震、液状化に強いライフラインづくりをするとともに、ライフラインに被害が発生した際に迅速な応急復旧を実現できるような体制を整備することが重要である。

また、災害に強いライフライン施設を整備するとともに、最低限の市民生活を保持するため、トイレや飲料水等の応急対策を強化することも重要である。

## ② 継続した被災者生活再建支援、支援策の住民への広報・周知

被災市民の中には、現在でも修復が済んでいない方もおり、市として継続して生活再建支援を行っていくことが必要である。また、復興に向けた支援策を、住民説明会等の場を設けて市民への広報・周知を行っていくことも重要である。

## (7) 自助・共助の取り組み促進

### ① 自主防災組織向けの災害時対応マニュアルの作成、周知・徹底

### ② 地区別防災カルテの作成、地域リスク情報の共有化促進

### ③ 市民の防災活動の活性化支援

#### ① 自主防災組織向けの災害時対応マニュアルの作成、周知・徹底

大規模災害が発生した場合、発災初動期には「自分の身は自分で守る」という、自助の意識が必要であるが、一人の力には限界がある。そこで、「自分たちの住んでいる地域は自分たちで守る」という共助の活動が重要であり、その実効性の確保が必要である。

共助の活動としては、自主防災組織の活動が挙げられる。市民アンケートの結果によると、自主防災組織の加入率は全体の約 2 割であり、加入率が低い状況である。市としては、これまで以上に、広報等による加入促進を行う必要がある。

また、今回の震災時に、実際に活動できた習志野市内の自主防災組織は半数以下であった。活動ができなかった主な理由としては、災害発生時の初動についての周知が徹底されていなかったことが挙げられる。自主防災組織の災害時における対応マニュアルを作成し、市民組織に周知・徹底することが有効である。

#### ② 地区別防災カルテの作成、地域リスク情報の共有化促進

地区別防災カルテを作成し、地区単位での防災活動の基礎資料として活用することも、地域の活動の促進に対し有効である。こうした取り組みにより、地域のリスク情報の共有化を図るとともに、防災意識の向上、地域防災力の向上が望めるためである。

#### ③ 市民の防災活動の活性化支援

災害時において、市民自らが考え、行動できるようにするための防災意識が重要である。大災害を体験した今が、市民の防災活動を活性化させる好機でもあるため、市として、市民の防災への取り組みを支援し、災害時だけでなく平時から「自分は何をすれば良いか」を認識してもらうことが重要である。市民の防災活動への意識向上のため、防災教育の取り組みを積極的に推進し、その中で市民の役割や正しい防災の知識普及をねらいとした防災ワークショップを開催する。

## (8) 市民への情報発信

- ① 住民ニーズに応じた情報発信が実施できる体制の構築
- ② 災害時の情報伝達・情報発信手段の確立

### ① 住民ニーズに応じた情報発信が実施できる体制の構築

本来、地震発生後の初動期には、人命救助に関する情報が最も重要な情報になると考えられ、安否や被害、余震等に関する情報ニーズが高い。その後、時間が経つにつれ、医療や避難所、ライフライン、行政といった、生活にかかわる情報のニーズが増えてくる。すなわち、市民の求める情報というのは、時間経過とともに変化していくものであり、住民ニーズに応じた情報発信が重要である。今後は、情報を発信するタイミングに応じ、柔軟な情報発信ができる体制やしきみについて、検討していく必要がある。

### ② 災害時の情報伝達・情報発信手段の確立

情報伝達及び情報発信の手段として、防災無線の整備を進めるとともに、防災無線が使用できない場合に備え、その他の通信手段を事前に検討しておく必要がある。災害時に必要な情報をひとまとめた「防災ポータルサイト」など、インターネットを活用した情報発信も、有効な手段である。

## 5.3 防災対策の見直しに向けて

今後は、本報告書でまとめた結果をふまえ、習志野市の防災に関する今後の対応の明確化を図り、地域防災計画修正の基本的な方針を定めるものとする。

## 今後の取り組みについて

今回の震災対応について、市役所としてもさまざまな問題がありました。その問題を具体的に明らかにしたものが本報告書だと思います。

これらの課題を一つ一つ克服し、実効性のある「地域防災計画」を作り上げることが、私たちの仕事だと考えています。

今回指摘された課題の他にも、災害時の広報の在り方、災害対策本部の運営要領などについても改善すべき点はあると私は考えています。問題点が明らかになれば、半分くらい解決したようなものとよく言われます。しかし、防災に関しては違うように感じています。問題点が明らかになり、解決策も分かったとしましょう。しかし、それは「分かった」というだけで、「できる」ということではありません。「分かったこと」と「できること」というのは全く違います。ですから、訓練することが大切なのです。それも、起こるであろう災害を意識した訓練をすることが非常に大切なのです。

また、今回の報告書は、私たちの業務に関する意識を変える意味でも重要でした。いくら立派な計画を作成したとしても、実際に活動する職員がその内容を理解していなかったら、あるいは、理解はしていたとしても「認識の違い」により、実際に行動できなかつたら何の意味もないということです。

そのため、「地域防災計画」や「各種マニュアル」を作成する段階から関係者に「共通の認識」を持ってもらうことに配慮しています。そして、作成した計画に基づいて実践的な訓練をしてみたいと考えています。

帰宅困難者等の対策にしても関係する26機関の代表者で協議会を立ち上げ、相互に連携できるよう動き出しています。津波避難ビルの指定についても、少しずつですが、確実に目標に向かって進んでいます。「地域活動マニュアル」を作成していく段階で皆さんの意見を取り入れてまいります。そして、最終的には平成25年度末までに新たな「地域防災計画」を完成させる予定です。

平成24年7月

習志野市危機管理監

太田 清彦

習志野市地域防災計画策定業務委託  
東日本大震災の検証  
報 告 書

平成 24 年 7 月

企画・編集 習志野市企画政策部危機管理課  
調査機関 アジア航測株式会社